

経 営 強 化 計 画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律による
改正前の金融機能の強化のための特別措置に関する法律第33条)

2026 年 6 月



目 次

I. 前経営強化計画の実績についての総括	
1. 主要勘定	1
2. 収益状況（計画期間3か年累計）	1
3. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標に対する実績	2
4. 中小規模事業者に対する信用供与の円滑化の指標に対する実績	3
II. 経営強化計画の実施期間	4
III. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標	
1. 収益性を示す指標	5
2. 業務の効率性を示す指標	5
IV. 経営の改善の目標を達成するための方策	
1. 経営の現状認識	5
2. 経営の基本戦略	12
3. 本計画における基本方針（目標）	12
4. 重点施策	12
V. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項	
1. 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策	26
2. リスク管理の体制の強化のための方策	27
3. 法令遵守の体制の強化のための方策	29
4. 経営に対する評価の客観性の確保のための方策	30
5. 情報開示の充実のための方策	30
VI. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている 地域における経済の活性化に資する方策	
1. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている 地域における経済の活性化に資するための方策	32
2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	35
3. その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	36
VII. 全信組連による優先出資の引受に係る事項	38
VIII. 剰余金の処分の方針	
1. 基本的な考え方	38
2. 財源確保の方針	38
IX. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	
1. 経営管理に係る体制	40
2. 各種のリスク管理の状況	40
X. 経営強化のための計画の前提条件	41

I. 前経営強化計画の実績についての総括

当組合は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づく「経営強化計画」（2023 年 4 月～2026 年 3 月。以下「前計画」という。）を策定し、資本増強による当組合の財務基盤の強化を背景に、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮により中小規模事業者・個人の皆様に対する信用供与の維持・拡大と、各種サービスの向上に努めてまいりました。

この結果、前計画の実績は、以下のとおりとなりました。

1. 主要勘定

預金積金の末残は、大口の地方公共団体預金の払戻しに加え、金利ある世界となり個人定期預金が流出したこと等から、136,062 百万円となり、計画を下回りました。

貸出金の末残は、全役職員一丸となって融資推進に取り組んだ結果、104,430 百万円となり、計画比+2,430 百万円となりました。平残でも計画比+2,921 百万円となっており、公的資金を活用した積極的な金融仲介機能の発揮に努めた結果が出てきているものと考えています。

（単位：百万円）

	2023/3 期 (始期)	24/3 期				25/3 期			
		実績	前期比	計画	計画比	実績	前期比	計画	計画比
預金積金（末残）	146,951	138,993	△7,958	149,784	△10,790	137,515	△1,478	150,784	△13,268
預金積金（平残）	143,872	148,564	4,691	149,514	△949	139,664	△8,899	156,784	△17,119
貸出金（末残）	98,522	101,156	2,633	99,000	2,156	103,466	2,310	100,500	2,966
貸出金（平残）	96,734	99,239	2,505	98,100	1,139	101,003	1,763	99,000	2,003

	26/3 期				
	実績	前期比	計画	計画比	始期比
預金積金（末残）	136,062	△1,452	151,784	△15,721	△10,888
預金積金（平残）	138,334	△1,329	157,784	△19,449	△5,537
貸出金（末残）	104,430	963	102,000	2,430	5,908
貸出金（平残）	103,421	2,417	100,500	2,921	6,686

2. 収益状況（計画期間 3 か年累計。計数は別表 1 に記載）

(1) 業務純益

短期プライムレートの引上げにより貸出金利息は計画比+343 百万円となったほか、市場金利の上昇により預け金利息は計画比+111 百万円となったこと等により、業務収益は 6,154 百万円、計画比+550 百万円となりました。

一方、預金金利も引き上げとなり、預金利息は計画比+337 百万円となりましたが、一般貸倒引当金繰入額が計画比△145 百万円となったこと、経費は削減・抑制に努めたことから計画比△23 百万円となったこと等により、業務費用は 4,974 百万円、計画比+

146 百万円に抑えられました。

この結果、業務純益は計画を 403 百万円上回る結果となりました。

(2) コア業務純益

業務純益から、国債等の債券関係損益と一般貸倒引当金繰入額を控除したコア業務純益は、計画比+259 百万円となりました。

(3) 当期純利益

信用リスク管理の徹底と回収に努めた結果、当期純利益は計画比+271 百万円となり、計画を上回ることができました。

【別表 1】

(単位：百万円)

	2023/3 期 (始期)	24/3 期 実績	25/3 期 実績	26/3 期 実績	3 年間 累計実績	3 年間 累計計画	計画比
業務純益	328	334	371	472	1,179	775	403
業務収益	1,854	1,875	1,984	2,293	6,154	5,603	550
貸出金利息	1,502	1,523	1,591	1,854	4,969	4,625	343
預け金利息	68	71	87	159	318	207	111
有価証券利息配当金	96	81	74	77	233	233	0
役務取引等収益	139	154	194	171	520	450	70
国債等債券関係	0	0	0	0	0	-	0
業務費用	1,525	1,541	1,612	1,821	4,974	4,828	146
預金利息	28	34	86	316	437	100	337
役務取引等費用	205	209	218	226	654	675	△20
国債等債券関係	1	1	0	0	1	-	1
一般貸倒引当金繰入額	-	-	9	△4	4	150	△145
経費	1,295	1,296	1,298	1,282	3,876	3,900	△23
(うち人件費)	836	826	831	819	2,477	2,540	△62
(うち物件費)	411	421	420	414	1,255	1,247	8
経費 (除く機械化関連費用)	1,108	1,107	1,093	1,087	3,288	3,342	△53
業務粗利益	1,623	1,631	1,678	1,751	5,060	4,825	235
コア業務純益	329	335	380	468	1,185	925	259
不良債権処理損失	33	0	118	177	296	150	146
当期純利益	273	323	275	322	922	650	271

3. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標に対する実績

(1) 収益性を示す指標 (コア業務純益)

2026 年 3 月期は、短期プライムレート引き上げや貸出金の残高増加により貸出金利息は計画比+284 百万円となったほか、市場金利の上昇により預け金利息は計画比+89 百

万円となりました。一方で、預金利息は計画比+281 百万円となったこと等から、コア業務純益は計画を 132 百万円上回りました。また、始期比でも 138 百万円の増加となりました。

(単位：百万円)

	2023/3 期 (始期)	24/3 期			25/3 期		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
コア業務純益	329	293	335	42	296	380	84

	26/3 期			計画始期比		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
コア業務純益	335	468	132	5	138	132

(2) 業務の効率性を示す指標（業務粗利益経費率）

2026 年 3 月期の業務粗利益経費率は、業務粗利益が計画に対し 121 百万円上回り、経費（機械化関連を除く）は計画を 20 百万円下回り、計画より 5.87 ポイント改善、始期比でも 6.13 ポイントの改善となりました。

引き続き経費の抑制に努めるとともに、収益性の向上を図ることにより、業務の効率性を改善してまいります。

(単位：百万円、%)

	2023/3 期 (始期)	24/3 期			25/3 期		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
経費（機械化関連を除く）	1,108	1,115	1,107	△7	1,119	1,093	△25
業務粗利益	1,623	1,594	1,631	36	1,601	1,678	76
業務粗利益経費率	68.24	69.94	67.89	△2.05	69.85	65.10	△4.75

	26/3 期			始期からの改善幅		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
経費（機械化関連を除く）	1,108	1,087	△20	0	△20	△20
業務粗利益	1,629	1,751	121	5	127	121
業務粗利益経費率	67.98	62.11	△5.87	△0.26	△6.13	△5.87

4. 中小規模事業者に対する信用供与の円滑化の指標に対する実績

(1) 中小規模事業者向け貸出

中小規模事業者に対する資金の供給を経営の最優先課題として取り組んだ結果、2026 年 3 月期における中小規模事業者向け貸出残高は計画を 1,815 百万円上回る 66,208 百万円となりました。また、総資産に占める割合は、計画を 4.32 ポイント上回る 43.34% となり、いずれも計画を達成することができました。

今後も、引き続き地域の中小規模事業者に対し、積極的な金融仲介機能を発揮し、地域経済の発展に努めてまいります。

(2) 経営改善支援等取組み推移

2026 年 3 月期の経営改善支援等の取組先数は計画比+171 先の 769 先、支援取組率では計画比+9.19 ポイントの 39.09%となり、計画を達成することができました。

今後も、一層コンサルティング機能の発揮に努め、お客様の経営改善や成長発展に向けた支援や資金供給を実施してまいります。

【中小規模事業者向け貸出残高の推移】

(単位：百万円、%)

		2023/3 期 (始期)	24/3 期	24/9 期	25/3 期	25/9 期	26/3 期	始期比
貸出残高	計画	-	63,993	64,043	64,093	64,243	64,393	701
	実績	63,691	64,556	64,844	65,672	65,264	66,208	2,516
	計画比	-	563	801	1,579	1,021	1,815	-
総資産	計画	-	163,939	166,605	163,872	167,137	165,002	△1,027
	実績	166,029	156,687	156,689	153,942	155,537	152,760	△13,269
	計画比	-	△7,252	△9,916	△9,930	△11,600	△12,241	-
貸出比率	計画	-	39.03	38.44	39.11	38.43	39.02	0.66
	実績	38.36	41.20	41.38	42.66	41.96	43.34	4.98
	計画比	-	2.17	2.94	3.55	3.53	4.32	-

【経営改善支援等取組み推移】

(単位：先、%)

		2023/3 期 (始期)	24/3 期 実績	25/3 期 実績	26/3 期			
					計画	実績	計画比	始期比
経営改善支援等取組先数		576	646	628	598	769	171	193
	創業・新事業開拓支援先	21	23	13	15	11	△4	△10
	経営相談先	326	392	378	349	410	61	84
	早期事業再生支援先	1	3	13	3	4	1	3
	事業承継支援先	2	0	9	1	1	0	△1
	担保・保証に過度に依存しない融資推進先	226	228	215	230	343	113	117
期初債務者数		1,980	1,982	1,983	2,000	1,967	△33	△13
支援取組率		29.09	32.59	31.66	29.90	39.09	9.19	10.00

Ⅱ. 経営強化計画の実施期間

当組合は、金融機能強化法一部改正法による改正前金融機能強化法第 33 条第 1 項の規定に基づき、2026 年 4 月から 2029 年 3 月までの経営強化計画（以下、「本計画」という。）を実施いたします。

なお、今後、本計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、又は生じることが予想される場合には、遅滞なく全国信用協同組合連合会（以下、「全信組連」という。）を通じて金融庁に報告いたします。

Ⅲ. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標

本計画の実施により達成されるべき経営の改善の目標を以下のとおりとし、その必達に向けて取り組んでまいります。

1. 収益性を示す指標

本計画における収益環境は、金利ある世界となり、資金運用利回りの改善が見込まれる一方で、原資となる預金の獲得競争が激化し調達コストが大幅に増加していく中、AI 技術の発展等により、推進面だけでなくサイバーセキュリティ面での投資の必要性に迫られることも想定されますが、前計画において取り組んできた貸出業務強化を主軸とした諸施策をさらに推進することにより、コア業務純益の確保に努めてまいります。

【コア業務純益】 (単位：百万円)

	2024/3 期 実 績	25/3 期 実 績	26/3 期 実 績	計画始期 の水準	27/3 期 計 画	28/3 期 計 画	29/3 期 計 画	始期から の改善額
コア業務純益	335	380	468	468	486	588	609	140

* コア業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額 - 国債等債券関係損益

* 計画始期の水準については、直近の決算期の実績を設定しております。

2. 業務の効率性を示す指標

経費については、特に物件費において前計画以前から積極的な削減に努めておりますが、職員のモチベーション向上に向けた対応を図りつつ、更なる経費削減に努めてまいります。

【業務粗利益経費率（OHR）】 (単位：%)

	2024/3 期 実 績	25/3 期 実 績	26/3 期 実 績	計画始期 の水準	27/3 期 計 画	28/3 期 計 画	29/3 期 計 画	始期から の改善幅
OHR	67.89	65.10	62.11	62.11	62.02	58.74	58.22	3.89

* 業務粗利益経費率 = (経費 - 機械化関連費用) ÷ 業務粗利益

* 計画始期の水準については、直近の決算期の実績を設定しております。

* 機械化関連費用には、全国信組共同センター使用料・保証金償却、事務機器等の減価償却費・賃借料、保守関連費用等を計上しております。

Ⅳ. 経営の改善の目標を達成するための方策

1. 経営の現状認識

(1) これまでの取組みと今後の課題

当組合は、1951 年の創業以来、相互扶助の精神に基づき地域の中小規模事業者や個人の皆様への円滑な資金供給と金融サービスの提供に努めてまいりました。しかし、当組

合の主要な取引先である地域の中小規模事業者及び個人のお客様に対し、これまで以上に、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮していくため、2014 年 12 月に、全信組連を通じて、金融機能強化法に基づく資本支援（公的資金）を受けました。

2023 年 6 月に策定した前計画に基づき、重点施策として「貸出金や役務収益増強等による収益力の強化」「人材育成の強化」「信用リスク管理の一層の強化」「経営の効率化」を掲げ、役職員一丸となって経営改善に取り組んでまいりました。

この結果、貸出金残高は引き続き増加し、中小規模事業者向け貸出残高も計画を大きく上回ることができました。また、実績を重ねることにより、職員の目標達成意識・挑戦意欲も向上してきたものと考えています。

前計画期間では、マイナス金利政策が解除となり、貸出金利回りは下げ止まりから上昇に転じ、貸出金利息収入は每期増収、収益性を示す指標も改善が進んでおります。

前計画における主要施策の進捗状況と課題認識は以下のとおりですが、前計画から継続して取り組むべき課題や、また、新たに浮き彫りになった課題もあり、今後とも当組合が持続的な成長を遂げていくためには、これらの課題を再認識し、より強固な経営基盤の構築に向け、一層取組みを強化していく必要があるものと考えております。

【重点施策への対応状況】

① 貸出金や役務収益の増強等による収益力の強化

前計画においても、理事長はじめ経営陣の営業推進活動への積極的な関与、「営業推進会議」の機能強化により、全店が一丸となった営業推進を行い、計画を大きく上回る貸出金残高を達成することができました。その中で、計画に掲げる中小規模事業者向け貸出金残高も目標を達成しています。今後も経営陣の営業推進活動は継続実施しつつ、訪問活動（フェイス・ツー・フェイス）を全ての原点として、一層の訪問活動の強化に取り組んでまいります。

また、事業者向けのみならず、信用組合の重要な組合員である勤労者向け融資についても取引拡大に注力しており、住宅ローンや消費者ローンの残高も大きく伸びています。

併せて、取引の裾野を広げるため、小口新規先の一層の取組み強化を図ることで、核となる大口案件の積上げと相俟って融資残高を伸長し、もって地域における存在感を高めてまいります。

また、経営改善支援等取組みや滋賀県よろず支援拠点と連携した相談機能の強化を図っており、取引先をサポートすることにより、徐々に非金利競争における分野を広げて特色を押し出してまいります。

一方、県内各金融機関から派遣を受けている外部人材の活用を核とした営業推進体制の整備については、事業性融資の推進において大きな牽引力となったほか、営業店の集金先の見直しなど、渉外活動の見直し等の指導も行って頂きました。

なお、2023 年 9 月末に外部人材の出向期限が到来しましたが、出向者帰任後もプロパー職員の融資対応力を更に高めていくため、後述②のようなプロパー職員や中途採用者による OJT 指導を実践し、人材育成に継続して取り組んでまいります。

また、当組合職員の年齢構成は年代別に人員数の開きが大きく、中堅層が少ないことから今後営業推進力の弱体化が懸念され、若年層の人員確保と早期戦力化、増

えつつある定年退職再雇用者の豊富な経験を生かした直接的・間接的な営業推進体制の強化を図っていく必要があると認識しています。

このため、引き続き目標管理・計数管理等、従来型の営業店指導から取引先の問題を現場と本部が共有して対応策の提案を行うなど、本部の営業店サポート体制を強化し共に目的に向かうような一体感ある推進体制の構築に取り組んでまいります。

②人材育成の強化

前計画においては、「研修」「OJT」「通信教育」「検定試験」を人材育成の柱として、継続的に取り組んでまいりました。

外部人材には配属店以外のOJT指導にも取り組んでいただき、若手渉外者の全体的な能力向上に繋がったものと考えています。

また、2022年度に創設した融資企画部により、融資事務・融資実務に関する研修やOJT指導を行うなど、実践的な指導・教育を開始しており、今後とも人材育成活動を拡大していく予定です。

③信用リスク管理の一層の強化

信用リスク管理においては、審査会を置いて厳格な審査に努めており、経営陣が率先して審査部による案件審査・与信管理の充実に取り組んでまいりました。

経営改善支援先等については、理事長・担当役員・審査部・事業支援グループが毎月各取引先の管理方針を協議・確認し、管理方針に基づいて営業店指導や取引先管理に当たっており、ランクダウンの抑止・ランクアップ等に取り組み、新たな信用コストの発生抑止に努めています。今後は中東情勢による原材料高騰、人手不足等の影響を受ける事業者に対して、丁寧かつ迅速に相談に応じ、事後の業況管理と継続的な支援を徹底し、不良債権化を抑制してまいります。また、破綻懸念先以下の取引先について、追加的な信用コストの発生とならないよう、営業店が取引先の経営上の問題・課題を把握し、本部も定期的なモニタリングができる体制を整えてまいります。

2016年度からは適宜、審査部による大口与信先の臨店指導も継続して実施しております。また、純与信5億円超の大口与信先の状況については、月次で常勤理事会もしくは理事会に報告を行っております。

一方、事業支援グループを中心に償却済み債権の回収や事業再生にも努めております。当初、事業支援グループは外部出身者を中心に構成していましたが、現在は、事業支援グループリーダー長1名体制により、各営業店を指導・サポートする活動に取り組んでいます。

その他、自己査定システム、信用リスク計量化システムの本格稼働等、システム・効率面からも信用リスク管理態勢の強化を進めております。

④経営の効率化

前計画策定時はマイナス金利環境下にあり資金運用収益が非常に厳しい中、大幅

な経費削減目標を掲げて物件費の削減に取り組んできましたが、徹底した経費削減により、計画を達成することができました。また、職員の退職に伴う自然減により、職員数も計画を下回り、人件費も減少したことから、結果的に、経費全体で計画を大きく上回る削減となりました。

現状においても一定の経費削減はできていると認識していますが、今後はセキュリティ対策や機械化に向けた費用の増加も見込まれることから、更なる経費の見直しが必要と考えています。事務の合理化・効率化の検討を進め、お取引先に配慮しつつ、引き続き経費削減策を検討してまいります。

人件費については、今後、社会的に持続的な賃上げが求められているところであり、人材確保に向け対応を検討していくとともに、一層生産性の改善に取り組んでまいります。

⑤中小規模事業者に対する信用供与の円滑化方策

中小規模事業者向け融資残高は、大きく計画を上回り、金融仲介機能の発揮に努めた成果を出すことができました。

担保・保証に過度に依存しない融資の促進については、前計画では、それまでのスコアリングに基づく簡便な融資である事業者サポートローン「活力」の融資先数に替え、経営者保証ガイドライン適用により経営者保証を免除した件数に改めて取り組みを行いました。

また、創業・新事業開拓支援についても、日本政策金融公庫との連携にも積極的に取り組みましたが、目標を下回る結果となりました。

審査部・事業支援グループによる経営改善支援・早期事業再生への取り組み強化を行い、滋賀県中小企業活性化協議会・滋賀県信用保証協会等との連携を強化し、地域中小規模事業者支援に対する一層の対応力向上を図ることができました。

再生支援や事業承継支援等1件1件の時間を要する事案についても労力を惜しまず主命題の一つとして取り組むことにより、職員の事業者支援能力を高め、経営改善支援等項目の各項目それぞれについても達成を目指してまいります。

なお、直接の目標数値ではありませんが、中小規模事業者支援の指標として、債務者数の拡大は重要な指標と考えており、廃業の増加が見られる中、今後は一層取引先開拓に注力していく必要があると認識しております。

⑥責任ある経営体制の確立（内部管理態勢の整備・強化）

理事会・常勤理事会、ALM委員会他各種委員会・諸会議の中で、経営陣の主体的関与のもと経営管理態勢は充実しつつあると考えております。

継続して監査体制の強化に取り組んでおり、店内検査の充実はじめ内部管理態勢の強化については、一定の深化を見ておりますが、引き続き、更なる改善を図ってまいります。

現状、収益環境が更に厳しくなるなか、各種経営諸会議・委員会等で実質的な議論を深め、更にスピード感を持って対応していく必要があると認識しております。

また、内部管理態勢面でも、基本的にはシンプルかつ確実な管理体制を敷いてい

くことが必要と認識しております。

(2) 当組合の主たる営業区域の状況

当組合営業区域である滋賀県の経済情勢は、近畿財務局大津財務事務所の「滋賀県内経済情勢報告（2026年4月判断）」において、総括判断では「緩やかに持ち直している」という基調が続いているとされているところですが、当組合の取引先である中小規模事業者を取り巻く経済環境は、原材料高や人手不足等により、依然として厳しい情勢であると考えます。

また、県内の都市部では、企業の進出や新事業の開発があり、地域経済も活発になっていますが、当組合が長年本店を置き、活動の中心としてきた地縁・人縁の強い旧甲賀郡の地域では、企業の進出も一部あるものの、地域経済の回復は遅れ気味となっております。

【滋賀県の経済情勢】

○主な営業地域の人口推移

(単位：人、先)

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
滋賀県	1,412,916	1,413,079	1,412,956	1,412,881	1,413,959	1,412,415
大津市	341,331	340,956	341,187	341,488	342,175	342,608
草津市	138,615	138,464	139,822	140,927	141,928	143,104
栗東市	66,589	67,309	67,919	68,481	69,294	69,568
近江八幡市	82,221	81,226	81,311	81,384	81,322	81,443
湖南市	54,059	54,522	54,410	54,429	54,734	54,572
甲賀市	90,428	90,354	89,865	89,560	89,226	88,743
高島市	49,865	49,328	48,637	47,930	47,124	46,528
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	事業所数
滋賀県	1,410,352	1,409,388	1,406,103	1,400,812	1,396,532	53,748
大津市	345,046	345,541	345,050	344,659	344,395	11,230
草津市	145,352	146,227	147,651	148,413	149,257	4,913
栗東市	68,809	68,968	69,070	68,994	68,906	2,820
近江八幡市	81,135	80,927	80,740	80,875	80,703	3,063
湖南市	53,992	54,062	53,818	53,384	53,347	1,845
甲賀市	87,702	87,312	86,837	86,102	85,263	3,961
高島市	45,638	45,174	44,528	43,894	43,253	2,442

(出所) 人 口 : 滋賀県 「滋賀県推計人口年報」

事業所数 : 総務省・経済産業省 「令和3年経済センサス-活動調査結果」

○個人消費関連指標

(前年同期比、単位：%)

	2025/10 月	11 月	12 月	26/1 月	2 月	3 月
消費者物価指数 (大津市)	2.9	2.6	2.2	1.5	0.8	1.1

(出所) 滋賀県「消費者物価指数 (大津市)」

○設備投資額 (除く土地、含むソフトウェア投資)

(対前年度増減率、単位：%)

		2025 年度見込	2026 年度計画
全産業		1.3	31.6
	製造業	△14.3	40.9
	非製造業	17.9	△12.9
規模別	大企業	2.5	32.1
	中堅企業	28.6	5.7
	中小企業	△44.5	84.0

(出所) 財務省近畿財務局大津財務事務所「法人企業景気予測調査」

○住宅投資

(前年同月比、単位：％)

	2025/10 月	11 月	12 月	26/1 月	2 月	3 月
着工新設住宅戸数	△14.8	△8.6	34.0	110.1	7.3	△46.1

(出所) 国土交通省「建築着工統計調査報告」

○生産関連

(季節調整済指数前月比、単位：％)

	2025/10 月	11 月	12 月	26/1 月	2 月	3 月
鉱工業生産指数	△2.4	11.5	1.1	△1.8	5.1	0.2

(出所) 滋賀県「滋賀県鉱工業指数」

○雇用関係指数

(単位：倍)

	2025/10 月	11 月	12 月	26/1 月	2 月	3 月
有効求人倍率 (季節調整値)	1.05	1.07	1.09	1.06	1.04	1.00

(出所) 滋賀労働局「職業安定業務月報」

2. 経営の基本戦略

当組合の営業エリアは、各地域の特性やシェアも一様ではなく、それぞれの地域性に応じたきめ細かな営業推進が必要となっております。滋賀県の経済情勢は、景気は緩やかに持ち直しているところですが、原材料高や人手不足等により当組合の主要取引先である中小規模事業者においては、依然として厳しい状況となっております。

金融機能強化法を活用し強固な財務基盤を構築することにより、今まで以上に地域の中小規模事業者や個人の皆様に積極的な金融支援を行うことが可能となっておりますが、このような中、現下の厳しい状況の中小規模事業者に対する資金繰り支援や経営の改善支援が当組合にとって大きな課題となっております。一方で中小規模事業者に対する支援力を高めるための収益力の向上と一層の財務体質の強化が求められるため、今後とも、本計画に基づき、経営改善に向けた取組みを一層加速させてまいります。

3. 本計画における基本方針（目標）～「知恵と親切を提供する」ビジネスに変革～

基本方針としては、貸出金や役務収益増強等による収益力の向上を図りつつ、その運用原資となる預金の獲得にも注力し、加えて経費削減や経営改善支援先の取組みの強化を図ってまいります。そのためにも融資のできる人材育成を喫緊の課題と捉え、体制の強化に努めてまいります。また、中東情勢の影響が懸念される中、配当の継続を目指す上で、多大な信用コストが発生しないよう顧客との対話を行い、経営改善支援を行うなど信用リスク管理態勢の一層の強化を図ってまいります。

4. 重点施策

以上の基本方針に基づき、以下の4つの事項を重点施策として継続して掲げ、これらの取組みを通して、「中小規模事業者に対する信用供与の円滑化」を図るとともに、「責任ある経営体制の確立」に努めてまいります。

【重点施策】

- (1) 貸出金や役務収益増強等による収益力の強化
- (2) 人材育成の強化
- (3) 信用リスク管理の一層の強化
- (4) 経営の効率化

(1) 貸出金や役務収益増強等による収益力の強化

収益力の強化を図るため、特に、i. 営業推進体制の一層の強化、ii. 取引先の拡大と収益基盤としての貸出金の増強、iii. 金融仲介機能の更なる発揮に向けた融資推進を柱とした、次の①～⑥の施策に取り組むことにより、貸出金の増強を行い収益性の改善を図ってまいります。

①営業推進体制の一層の強化

ア．事業者支援に基づく預貸金推進活動

取引先の事業内容をよく理解し、取引先の事業の発展や売り上げの拡大につながる提案を行い、それに応じた預貸金の「知恵と親切を提供する」セールスに取り組みます。取引先とのコミュニケーション能力を高め、フェイス・ツー・フェイスの訪問活動を通じて取引先の資金ニーズや課題を把握し、その解決に向けて親身になった支援に努めます。

イ．顧客・支店訪問等経営陣の積極関与の継続

- (ア) 主要取引先については、理事長以下各店舗担当の役員と営業店長による帯同訪問等、ガバナンス強化も踏まえ各担当役員の責任を明確にして取り組んでまいります。
- (イ) 役員・本部・営業店が一体となり、総代、主要取引先並びに融資見込先等を定期的に訪問し、役員・本部・営業店が一体となった業務推進活動に取り組んでまいります。また、取引先からの紹介先に対する融資についても、しっかりと検討のうえ、取引先の拡大に繋げてまいります。
- (ウ) 理事長及び役員は各営業店のファン団体である「けんしん会」の諸行事にも積極的に出席して、会員企業との取引拡大、並びに取引先紹介に繋がる活動を引き続き行ってまいります。

ウ．営業推進会議の充実（ベストプラクティス事例発表・情報共有・人材育成等）

営業推進の上での最重要会議である「営業推進会議」（メンバーは、理事長・業務部担当役員・各営業店担当役員・営業店長・業務部長・業務部副部長、業務部融資主任推進役で構成、オブザーバーとして、常勤監事も参加）を、毎月1回開催しており、営業施策、計数の把握、情報交換等により目標達成に向けた取組みを徹底しております。

会議の内容につきましては、主要項目やビジネスマッチングで目立った成績を残した店舗からベストプラクティス事例や推進施策を発表し、全店の諸目標達成に繋がる情報共有と支店長の人材育成の場として会議内容の充実を図ってまいります。

エ．渉外推進体制の強化（個社別推進取組表・営業日報の活用等）

- (ア) 営業店長の取引先訪問記録作成により、営業店長の渉外活動の行動管理を強化し、効率的な推進を図っております。
- (イ) 全渉外担当者が事業性新規開拓に重点を置いた渉外活動ができるように各種研修会や本部の臨店指導を通してレベルアップを図ってまいります。
全渉外者の営業日報についてはデータ化し、全役職員が情報共有を行い、指導強化に取り組んでおります。
- (ウ) 取引先毎の複合取引深耕のため、個社別推進取組表を作成し、個々の事業者に対して、何を推進するかを明確にして、本部から推進指導・サポートを行ってまいります。

- (エ) 業務部は営業店長、渉外者の推進状況をチェック、分析を行い、役員との情報共有を行っております。営業店長の活動状況は毎日報告することを定めており、役員との情報共有を図っています。特に融資案件においては役員との同行訪問を含めたスピーディーな対応を行ってまいります。また、業務部に籍を置く推進役等による営業店渉外者の人材育成指導を行っております。
- 渉外者の推進状況については、全渉外者の訪問先数、獲得実績を集計、分析して営業推進会議の資料に添付し、「渉外者行動管理要領」に基づいた活動を徹底するほか、臨店指導時にも徹底を図ります。
- (オ) 既存取引先からの新規案件手続き、管理が中心の活動になっている渉外者もいることから、後述の集金業務や雑務の見直しによる効率化を図り新規融資先開拓を実践できる環境作りに取り組んでまいります。
- (カ) 従来からの「融資営業係・営業係・渉外係」の別を廃止し、全渉外担当者を「得意先係」の呼称に統一することで、呼称に応じた業務だけをするのではなく、全得意先係が経営基盤の強化拡大、取引高の拡大、取引のメイン化、情報収集と提供、顧客との信頼関係構築強化に努める体制としております。

オ. 集金業務の見直し

限られた営業時間人材資源を有効に活用し、融資推進活動をはじめ取引先への本業支援（ビジネスマッチング業務を含む）、相談業務、提案業務等を通じた取引先の課題解決に一層特化するため、定期積金の集金については、各営業店の個社別取組方針に基づき集金軒数の低減ならびに件数（証書枚数）、集金日の集約化に取り組んでまいります。

ただし、営業店長が定期積金を定例訪問ツールとして活用することが営業推進上において有効と判断する先については従来の集金扱いを継続いたします。

併せて、売上金等の集金についてもお取引先のご理解を得ながら見直しを図り、渉外活動における生産性の向上を図ってまいります。

カ. 本部・営業店一体となった営業展開（営業店現場に対する後方支援強化）

- (ア) 審査部と営業店とで融資案件の事前擦り合わせを行う案件相談会を更に活用し、融資方針協議による対応の迅速化を図ってまいります。
- (イ) 取引先の問題・課題については、営業店と本部が情報を共有して解決法を検討してまいります。
- (ウ) 業務部融資推進役は、原則週 2 回の営業店臨店により、営業店からの相談に応じ、融資推進サポートを徹底してまいります。
- (エ) 営業店に対する本部からの他行動向等の各種情報提供、営業日報等による営業店からの情報を本部・僚店間で共有し、解決手段の提供・助言・サポートに努めてまいります。
- (オ) 融資手続き・管理の更なる円滑化に向け、審査部・融資企画部による融資事務取扱・管理に関する現場指導・本部事務指導を徹底してまいります。

キ．店頭営業体制の強化

- (ア) 経験豊富な主任クラス職員を中心に、内勤者向け研修会等により内勤職員の業務推進（預金・年金の増強に向けた店頭セールス・電話セールス、店周訪問活動等）を強化してまいります。
- (イ) 来店されたお客様にかかるさまざまな情報について、渉外者・上席者との情報連携を活性化して積極的な営業活動に繋げていくほか、営業推進会議等で成功事例や営業活動の情報を共有してまいります。

② 取引先の拡大と収益基盤としての貸出金の増強

取引の裾野を広げるためにも創業・新規事業開拓支援先も含め、小口新規先の一層の取組み強化を図り、事業先取引先数の増加に努め、中小規模事業者向け貸出残高を伸長し、もって地域における存在感を高めてまいります。

ア．小口新規事業先の取組み強化

- (ア) 「渉外者行動管理要領」に基づく事業性融資アタック先、見込先（1年以内に融資取引の可能性が見込まれる先）への継続訪問を実施いたします。

営業店では日々のヒアリングや毎週金曜日に実施している週末ミーティングにおいて推進状況、成果を確認し、業務部は臨店指導、諸報告により推進状況の実態把握を行い、ヒアリングや営業推進会議において営業店にフィードバックいたします。

今後も渉外者が事業性新規開拓に専念できるように営業店で効率化を図り、攻める営業体制を構築いたします。

- (イ) 民間調査会社の情報、諸資料を有効に活用して、新規開拓を図ってまいります。旧甲賀郡内店舗においては全事業先を対象とし、都市部、その他店舗においては地域、業種を絞った貸出金の開拓活動を行ってまいります。

イ．既存重点取引先の管理の徹底

「既存顧客管理要領」に基づき、既存融資先への定例訪問により業況確認、資金需要の発掘を行い、反復融資を推進いたします。

また、他行動向の確認を行い、他行からの肩代わり阻止に注力してまいります。

ウ．適正な利回り確保のための地域信用組合の特性発揮に向けた貸出金増強

- (ア) 小口無担保融資の主力商品である「活力」については過度のリスクテイクとならないよう推進し、一定のロットが見込める協調融資については積極的に取り組んでまいります。
- (イ) 正常先融資のみならず、要注意先に対しても安定した金融仲介機能の発揮（保証協会の信用補完機能も有効活用）に取り組んでまいります。
- (ウ) 業種別ポートフォリオに関しては、特定業種に偏ることが無いよう、クレジットポリシーに定める最高限度を順守して取り組んでまいります。

エ. ノウハウの提供による業種別推進、情報提供

金融庁より公表された「業種別支援の着眼点」および最終報告書等の内容を基に各営業店への指導を行い、業種別推進・支援に繋げてまいります。

オ. 地域での特性発揮のための取組み

(ア) プロジェクト融資・不動産業者への取組み

街づくり、良質な住宅ストック作りに貢献するプロジェクト融資に積極的に取り組むとともに、「プロジェクト融資事務取扱手順書」に基づいて、適切な取組みを行ってまいります。また、県内ではニーズの高い収益物件についても、見込先の発掘・推進に注力してまいります。

(イ) 非金利競争分野の拡大

いたずらな金利競争を避けて適正金利を確保するために創業支援、新規開業支援、経営相談等の支援内容の充実を図り、一定の信用リスクがある顧客であっても前向きに取組み、対応力を高めてまいります。

カ. 個人融資への取組み

中小規模事業者とならび一般個人の組合員も大切な取引先です。顧客の利便性向上、組合員のライフサイクルに応じた福利厚生を増大に向け、業務部の指導関与も含め、これまで以上に積極的に取り組んでまいります。

(ア) 住宅ローンに関しては、組合員の住宅ニーズに柔軟に対応するとともに、住宅ローンの活用による取引の拡充を図ってまいります。

(イ) 簡便な手続きで迅速な対応が可能なパーソナルローンについても、組合員の生活向上の手助けとなる資金の貸出を拡充してまいります。

- ・「職域金利優遇制度」活用による取引のある事業所従業員に対する個人ローンの積極推進
- ・ネット申込への誘導、ホームページの見直しによる個人ローンの拡大
- ・フェイス・ツー・フェイスによる情報収集、資金ニーズの発掘
- ・効果的なキャンペーンの実施
- ・内勤者職員の営業力強化によるパーソナルローン推進

③ 金融仲介機能の更なる発揮に向けた融資推進

ア. 中東情勢および原材料高騰等の外的影響を受ける事業者に対する支援強化

イスラエルと周辺諸国の紛争に加え、2026年2月の米国・イスラエルのイラン攻撃を契機としたホルムズ海峡の封鎖により、原油調達が困難な状況となっています。停戦の見通しが不透明な中、原油高や原材料費用の高騰、物流停滞等の影響が、日本経済、とりわけ中小企業の経営に大きな影響を及ぼしつつあります。

当組合は、最重要施策として取引先の業況把握に努め、売上高の減少が生じている先に対しては、新規融資や条件変更等の支援を迅速に行ってまいります。

なお、組合内部の手続きにおいても、審査時における稟議添付資料の軽減を図るとともに、今後増加が見込まれる返済条件の変更等への対応については、審査部の対応窓口を明確化し、適切に行ってまいります。

イ．担保・保証に過度に依存することなく、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価した貸出を増強してまいります。

特に担保・保証がなくても事業に将来性がある事業先や足下の信用力は高くはないが地域になくてはならない事業先等への取組みを強化してまいります。

(ア) 決算書取入後、速やかに決算書システムへの登録を行い、財務の実態修正を用いて信用格付登録により個々の企業分析を実施することで、取引先の事業について深く調査・分析を行ってまいります。

(イ) 決算書による定量分析のみならず、「ヒト」「モノ」「カネ」、「情報」を含めた多面的な視点で、将来の見通しまで捉え、企業の実態を把握して適正な評価に基づく推進・審査体制を整えてまいります。

(ウ) 定量要因だけでなく、取引先との対話や調査・分析の中で把握した情報に基づき、定性要因を含めた企業実態の把握に努め、コンサルティング機能を発揮しつつ融資の推進を図ってまいります。

ウ．創業・新規事業開拓先に対する支援強化

創業支援、新事業支援は獲得目標を掲げて、積極的に推進してまいります。また日本政策金融公庫や信用保証協会と連携した取組みを進めてまいります。

エ．企業価値向上に向けたコンサルティング機能の強化のための方策

(ア) 取引先事業者のニーズ・課題の把握や経営改善等の支援に向けた取組みを、本部からの情報提供等も含めて組織的・継続的に実施してまいります。

(イ) より専門的なノウハウを必要とする場合は、外部機関（滋賀県産業支援プラザ内の諸団体）や弁護士・税理士・中小企業診断士等と連携して対応してまいります。

(ウ) 組合内では取引先事業者の情報を共有化し、推進・管理面で有効活用してまいります。

(エ) 事業支援グループのノウハウの職員への円滑な承継を図るため、経営改善取組等を通じて営業店の実践指導を行ってまいります。

オ．ソリューションを提供しての伴走支援

取引先に寄り添い、金融機関としての専門的な知識や経験に基づき、経営課題の解決のためのアドバイスを行ってまいります。そのためにも、各種内外研修や臨店指導に努めていくほか、後述の外部機関との連携強化による取引先支援に取り組んでまいります。

カ．外部機関（滋賀県よろず支援拠点等）との連携強化による取引先支援

滋賀県産業支援プラザ内の滋賀県よろず支援拠点との連携については、甲賀市、湖南市の店舗を中心に「出張相談会」を開催して、取引先の課題解決に向けた取組みを行っており、今後も継続して定期的を開催してまいります。

また同支援プラザの滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業との連携による人材支援の紹介や、滋賀県事業承継引継ぎ支援センターとの連携による事業承継およびM&Aの支援を行ってまいります。

④ 役務収益の増強

役務収支については、近年マイナス基調となっておりますが、資金利鞘が縮小するなか、中長期的には役務費用をカバーする方向で、役務収益を増やしてまいります。

ア．ビジネスマッチング

事業者の経営に関する情報の提供・相談並びに助言・指導等による本業支援を積極的に行い、ビジネスマッチングによる手数料収入の一層の増収を図ってまいります。

イ．融資関係手数料の増強

不動産担保調査手数料・収益物件取扱管理手数料等の取り扱い増加による手数料収入の増加を図ってまいります。

ウ．その他の手数料関係

業務における手間、手数に見合う適正な手数料の設定、見直しにより採算性の改善に取り組んでまいります。

⑤ 安定した資金確保のための預金推進

融資の増強を支えるためには預金の増強も重要な課題となってきております。

ア．年金振込先の増強

定期的な年金相談会の開催、年金友の会「信悠クラブ」の特典の周知に努め、受給口座指定の強化を図ってまいります。

イ．金利優遇定期の推進

定期預金のキャンペーン、年金受給者向け定期、退職金特別定期を継続し、安定的な個人預金の獲得に努めてまいります。

ウ．法人預金等の増強

個社別推進取組表に基づき、法人預金をはじめ役員、従業員等との預金取引の増強に努めてまいります。

エ．プレミアム定期積金の増強

取引先の計画的な資金作りの応援のため特別金利での定期積金を勧誘してまいります。

オ．複合取引の推進

個社別推進取組表等に基づいた推進活動を実践し、給与振込の推進をはじめ世帯での基盤項目の取引深耕に努めてまいります。

カ．第7次SKCシステムにおけるキャッシュレス・通帳レス（新商品）への取組み

取引先のニーズに応じて、新システムによる新しい預金サービスの提供に努めてまいります。また2027年度から順次サービスが開始される予定の信用組合業界共通のバンキングアプリの利用を進めてまいります。

キ．取引先への訪問、相談活動の強化

計画的な訪問活動の徹底、情報提供等により、顧客との信頼関係の構築に努め、お取引先の種々の課題解決に努めてまいります。

⑥ 効率的な余資運用

これまで、有価証券に関しては、過度にリスクを取ることを無いうに安全性・流動性の高い方法で運用し、近年は新たな有価証券運用は控えてまいりました。

そのため、最近の急激な長期金利の上昇局面においても、評価損の計上は限定されたものとなっています。

一方で、預金利息や優先出資配当金等の調達コストも急上昇しており、公的資金の返済のためには、余資運用収益も含めて全体的な資金運用収益を上げていく必要があります。ついては、市場リスクに関しては金利動向の把握や見通しを適切に行うなど十分注意を払いつつ、収益機会の確保のため、安全性の高い国債・社債の再購入を中心に運用を行いたいと考えております。

(2) 人材育成の強化

(基本方針)

当組合は、これまで人材育成を最重要課題の一つとして取り組んでまいりました。人材育成は永続的課題であり、一朝一夕には成し得ないとは考えますが、前計画の3年間に於いて集中的な取組みを行い、特に渉外担当者にあつては、事業性融資の実行ができるよう、外部人材の協力も得ながら育成に取り組んでまいりました。まだまだ十分とは言えませんが、中小規模事業者向け貸出残高の増加の結果に見られるように、一定の成果はあったものと考えます。今後は融資企画部を中心として関係各部連携のうえ、「コンサルティング能力」を発揮出来る人材育成に取り組んでまいります。

① 「人材育成プラン」に基づく基本的な人材育成への取組強化

ア．内部研修、近畿信用組合協会等外部研修派遣の充実

内部研修は毎年度研修計画を立て、計画的に開催してまいります。Web会議環境も積極的に活用し、新入職員研修はじめ組合内研修の開催、外部研修への派遣に取り組んでまいります。

イ．O J T指導計画・渉外者ステップ・アップ状況表に基づく若手育成の指導・モニタリング

O J T指導状況・進捗状況を見て、営業店の指導者を通じて個々人に応じた指導を行ってまいります。

ウ．通信教育：自由選択通信教育講座の充実と受講奨励

通信教育は、義務制の通信教育のほか、自由選択制の通信教育を設けていますが、自由選択制の通信講座については、組合より助成金を出して受講奨励を行っております。特に助成率が高い受講奨励講座については、融資推進関係の講座をより多く取り入れ、モチベーションの底上げと受講者の自己啓発の取組みの拡大を図ってまいります。

エ．検定試験の合格等に向けた自己啓発支援

各種の検定試験の合格、特にF P技能検定2級以上を内部昇進の条件の一つとしており、職員も自己啓発の一環として積極的に受験をしております。また、宅地建物取引士の資格をはじめとする専門性の高い国家資格の取得を奨励しております。

② 各部門連携強化による人材育成

ア．専門分野における外部講師による研修会の充実

コンサルティング会社、税理士、各種ローン保証会社、保険会社、信用保証協会より講師を招き、事例研究等を含めた研修会を実施してまいります。また、事業先への経営改善指導やコンサルティング機能を発揮させるための研修会についても随時企画、実施してまいります。

イ．本部各部門担当者による内部研修会の実施（業務推進、審査・管理、融資事務等）

業務推進部門では、内勤職員対象の研修会を実施し、預金獲得・年金獲得等の窓口営業を強化してまいります。また、審査・管理部門では、後述の融資事務実務トレーニー研修を実施してレベルアップを図ってまいります。

ウ．融資企画部による融資事務実務トレーニー研修等の実施

融資に強い人材育成に関して、信用リスク管理と審査能力向上、融資実務の習得を目的として若手渉外者を主としたトレーニー研修や臨店によるO J T指導を実施してレベルアップに取り組んでおります。

エ．事務サポート相談センターによる事務決裁トレーニー研修の実施

営業店職員の減少に対応するため、渉外を含め役席者であれば誰もが事務決裁ができるように事務サポート相談センターより営業店現場に出向きO J T指導により決裁要員の育成に取り組んでおります。

オ. その他の研修

主に窓口担当者を対象として、預金・為替・国庫金歳入代理店取扱事務等に関して、事務資質向上研修会や事務サポート相談センターによるOJT指導を実施してまいります。また、融資事務に関する研修会も実施してまいります。

(3) 信用リスク管理の一層の強化

① 審査・管理体制の強化

ア. 貸出審査の厳格化

与信に関する基本方針（クレジットポリシー）を制定し、「貸出金信用リスク管理規程」に基づき、融資の基本原則に則った審査に努め、特定業種や特定先への融資の偏りが起こらないように、管理体制を整備し、業種別貸出金残高や大口融資先の管理を行い、審査部から役員への定例報告を行っております。

不動産プロジェクト融資については、「不動産プロジェクト融資取扱手順書」を定めて研修会の場で指導を徹底するなど、取扱いの厳格化を行っており、審査管理手法の改善・向上に努めております。

また、「融資事務決裁規程（審査会規程）」等に基づき審査会を設置し、信用リスクの相対的に大きい要管理先・破綻懸念先の融資先や、一定与信額以上の大口与信先に対する新規融資及び貸付条件の変更について、厳格な審査に努めております。加えて、常勤監事も出席することで、ガバナンスの一層の充実を図ってまいります。

イ. 信用リスク管理態勢の強化

今後も、経営陣が率先して、現状の信用リスク管理態勢を検証し、更なる態勢の強化策を検討、実行していくことにより、営業店や審査部による案件審査や与信管理の充実も含めた、組合全体としてのリスク管理能力の向上に取り組み、新たな不良債権の発生の抑制に取り組んでまいります。

また、信用リスク管理の強化のため、従来からシステム化を進めており、これまでに、不動産担保管理システム、決算書リーディングシステム、信用格付システム、自己査定システム、貸倒実績率算定システム、債権償却引当管理システム、及び信用リスク計量化システム等を導入し、活用を進めております。

今後も取組方針及びクレジット・ラインの設定等、各種施策を定着化させ、管理態勢の一層の強化を図ってまいります。

ウ. 破綻懸念先以下への定期的なモニタリング体制の構築

理事長、担当役員、審査部及び事業支援グループによる定例会の開催を通じて、要注意先以下で個別対応が必要な取引先への取組方針を協議・確認するとともに、当該管理方針に基づく営業店への指導や取引先管理を実施しております。

特に、破綻懸念先については、経営改善に向けた取り組みを進めてまいります。

また、担当役員及び審査部において、取引先の業況等を検証のうえ、管理強化が必要と考えられる先の業況管理については、本部所管部署である審査部が主管となり、事業支援グループと営業店が連携し、一層の管理強化を図ってまいります。

エ．大口与信先、不保全先への業況管理の徹底

人材不足や中東情勢による原油高、原材料高騰等の影響を受ける事業者を支援するためにも一層与信先管理の重要性が高まっています。なかでも、大口与信先、不保全先については、当組合の経営に対する影響も大きいことから、審査部職員による営業店臨店を実施し、大口与信先等の業況把握に努めております。業況管理チェック体制を整備し、営業店と審査部が情報共有することにより、大口与信先、不保全先の業況管理を徹底してまいります。

オ．規程や要領、様式、ひな型の整備

2022年7月に創設した融資企画部により、与信取引における各種契約書・取扱要領の改訂・整備を進めておりますが、更なる現場事務の効率化や適切な顧客説明対応に取り組んでまいります。

② 経営陣の牽制機能の充実

従来より、理事会等に対しては、信用リスク管理態勢に係る500百万円超の大口与信先について定例的に報告を行っており、今後も継続して実施してまいります。また、経営陣（代表理事）は、信用リスク管理部門（審査部・融資企画部）の態勢の強化を図っているほか、業況の芳しくない大口先の実態把握を事業支援グループに指示するなど、管理強化に努めております。

今後も、債務者の実態を的確に把握・報告させることにより審査会において十分な審議を行い、経営陣による更なる牽制機能の充実に努めてまいります。なお、今後は常勤監事が審査会に参加し、一層の牽制機能の発揮に努めてまいります。

③ 経営改善支援等の取組強化を通じた不良債権化の防止

2013年3月末の金融円滑化法終了後においても、同法の趣旨を踏まえて策定した金融円滑化管理方針に基づき条件変更等の対応を継続しております。近年では、新型コロナウイルスや中東情勢の影響を受ける事業者からの条件変更等の相談に対し、組合挙げて取り組んでおります。

審査部と事業支援グループが連携し、営業店の指導・サポートをするなかで、特に重点的な対応が必要な取引先に対しては、滋賀県信用保証協会・滋賀県中小企業活性化協議会との連携による経営改善の推進等、中小規模事業者に対する支援を強化して財務状況の改善を図り、不良債権化を未然に防止してまいります。

④ 不良債権の圧縮

債務者区分のランクアップへの取組み（前記のとおり）や担保物件の処分、償却済債権の売却等によりバランスシート上においても税務上においても実質的に不良債権を圧縮してまいります。

前計画期間中において、累計26先868百万円の債権売却を実施し、償却済みの不良債権の圧縮を図っております。今後も保証履行交渉等の終了した案件については、債権売却又は直接償却により滞留不良債権処理を進めてまいります。貸借対照表上の不

良債権についても、「延滞債権管理要領」に基づく延滞債権の管理回収などの取組みにより延滞の未然防止・解消に努めており、事業の持続可能性が見込まれない先については回収を進め、不良債権の一層の圧縮に努めてまいります。

(4) 経営の効率化

当組合は、2003年3月に策定した経営健全化計画の段階から、経営の効率化に向け、ローコスト体制へ移行するとともに、経営資源（ヒト・モノ・カネ）を有効に活用することにより、お客様の期待に応える質の高い金融サービスの提供に取り組んでまいりました。コスト削減は計画以上に進み、コア業務純益の増益に貢献しておりますが、物価高やそれに伴う賃金引上げにより今後の経費削減は非常に厳しい状況です。利益目標の達成に向けて、より一層の合理化・効率化の徹底や、店舗運営体制の見直しによる経費抑制が必要と認識しております。

① 戦略的・効率的な要員体制

現在、職員の年齢構成上、定年（60歳）前後の職員が多く、60歳以上の再雇用者も増加しています。一方、過去の経緯から指導的立場にある40歳から50歳の中間層が非常に薄くなっています。若年層の人数は比較的多くなっていますが、入組年次の低い職員の割合が高く、現場の職員間のスキルに差が生じています。

全体としては、職員数が漸減する中、中高年齢層と若年層のギャップが存在し、現場でのOJT指導が十分に行き届かず、店舗要員数に比較して効率性を上げていない例も見受けられます。

このようななか、生産性を向上させるためには、事務や業務内容について更に見直しを進めるとともに、本部から人材育成の指導・サポートを行い、より少ない要員での業務運営を行う必要があります。

また、特に渉外者の人数の減少が顕著であり、集金を中心とした業務の見直しを行い、より推進に注力してまいります。一方で、窓口の営業力強化を行い、全体としての営業力の維持・強化を図ってまいります。

【要員・人件費計画】

（人、百万円、％）

	2026/3期 実績	27/3期 計画	28/3期 計画	29/3期 計画
常勤役職員数	128	128	128	128
人件費	819	845	845	845
業務粗利益人件費率	46.8	46.3	43.9	43.3

② 営業店事務の効率化・合理化推進

生産性の向上のためには、組織としての適正人員化と営業力の強化が鍵となってきますが、そのためには、事務の効率化が不可欠であると考えております。事務処理について、新たな制度への対応を進めつつ、事務規程や手順書、事務処理体系を見直し、熟練者でなくともより少ない人数で正確・迅速な処理が可能ないように変えていく必要があります。お客様の待ち時間短縮・負担軽減等のサービス向上や職員

の事務負担の軽減によるコスト削減に向け、相互牽制を確保しつつ、シンプルかつ確実な管理体制に取り組んでまいります。

上記の見直しにおいては、お客様本位の観点のほか、職員の事務知識のレベルアップによる事務ミスを起こさない仕組みづくりの観点も踏まえて取組みを進めてまいります。

ア．本部集中業務の拡大と事務指導（システムの有効活用）の充実

- ・経費支払事務支援システムを導入し、全店の経費支払いを総務部に集中して行うこととし、組合全体の経費支払い事務の合理化・予算管理の適正化を図っております。
- ・事務部内に設置した事務サポート相談センターによる実地での事務指導を通して、営業店の事務処理能力を高めてまいります。
- ・市税の取り纏め事務について、本部にて集中処理する対応としております。
- ・その他、本部集中業務を順次進めてまいります。

イ．ＡＴＭを利用したセルフ取引や来店予約制度の導入

- ・ＡＴＭの利用を誘導し、お客様が簡単な取引を自己対応で行えるようにし、顧客利便性の向上を図ってまいります。また、ＡＴＭへの通帳繰越機能の追加を行っております。
- ・相続等の時間を要する手続きについては、来店予約制度を設けて、待ち時間の短縮や、予め必要書類を案内することにより、顧客利便性の向上に取り組んでおります。

ウ．第７次ＳＫＣ共同オンラインシステムの活用

- ・第７次オンラインシステムを有効活用し、職員が情報端末の利用をしやすくし、事務の効率化につなげてまいります。
- ・インターネットバンキングやモバイルバンキングの非対面取引ツールを推進し、お客様が自分自身で口座や取引情報を管理できるようにし、利便性の向上と窓口事務の負担軽減に取り組んでまいります。
- ・渉外者へタブレット端末を配付しており、各種機能の有効活用を図ることで、渉外業務の効率化に取り組んでまいります。
- ・2027年度から順次サービスが開始される予定の信用組合業界共通のバンキングアプリの利用を進めてまいります。

エ．デジタル化、ペーパーレス化の推進

- ・各種資料等のデジタル化・ペーパーレス化を進め、事務負担の軽減に取り組んでまいります。
- ・生成ＡＩの利用については、導入に向けた調査・研究を行ってまいります。

③ 物件費の抑制

従前から、役職員全員で大幅な物件費削減に取り組んできておりますが、お取引先の利便性を確保しつつ、一部業務の見直しも検討し、間接コスト等については徹底した削減を図ってまいります。

一方で、店舗の安全性確保の面から、耐震診断結果に基づき、補強又は建替え等の対応を行っており、営業店の耐震対応は完了しております。今後は本部の耐震対応の検討を進めてまいります。

当組合は全国信組共同センターに加盟しております。勘定系システムのみならず、同センターが提供する様々なサブシステムを利用しておりますが、追加コストを抑えながら経営・業務の効率化を図ってまいります。

【物件費計画】

(百万円)

	2026/3 期 実績	27/3 期 計画	28/3 期 計画	29/3 期 計画
物件費	414	440	440	445
うち機械化関連	194	205	205	205
除く機械化関連	219	235	235	240

(5) 経営強化計画の確実な履行体制の構築

① 統括管理部署

経営企画部を統括管理部署とし、本計画における各種施策の進捗状況の管理を行ってまいります。

なお、施策の企画・立案は経営企画部内に設置している「経営強化企画推進室」が行います。

② P D C Aサイクルによる管理

各種施策の実施状況管理につきましては、「P D C A」サイクルにより管理してまいります。

P (Plan) 経営強化企画推進室による各種施策の企画・立案

D (Do) 本部各部並びに営業店による各施策の実行

C (Check) 経営強化計画進捗管理委員会による計画の進捗管理及び各施策の検証

A (Act) 経営強化企画推進室による改善策の検討並びに立案

V. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

1. 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

(1) 経営管理（ガバナンス）態勢の強化

① 経営監視・牽制の適正化

当組合は、ガバナンス態勢の確立を経営の最重要課題の一つとして位置付け、理事会、監事会による経営監視・牽制が適正に機能する体制としております。

常勤理事は、それぞれの担当業務の内容やリスクを十分理解するとともに、非常勤理事も経営の意思決定の客観性を確保する観点から、自らの役割を認識するなど、理事一人ひとりが自らの役割・責任を果たすことで牽制機能を高めてまいります。

② 監査体制の強化

内部管理態勢を中心に業務の適切性及び有効性の確保や不正・不祥事の未然防止・早期発見に資することを目的に内部監査に努めてまいります。併せて、中期的には、「事務不備監査」から「リスクベース監査」へのステップ・アップを目指し、専門性を有する人材の育成と内部監査態勢の充実を図ってまいります。また、従来の臨店監査（総合監査）に加え、特別監査として、重要書類・個人情報を持ち出し・持ち帰りに関する抜打検査、現金精査に関する抜打検査を継続して実施しており、不祥事件等の未然防止・早期発見に向けた体制を強化してまいります。

③ 経営の客観性・透明性の向上

本計画の進捗状況の管理・監督、経営戦略や基本方針についての客観的な立場で評価・助言を受け、経営の客観性・透明性を高めるため、信用組合業界の系統中央金融機関である全信組連の経営指導を定期的に受けるとともに、年1回程度の全国信用組合監査機構監査を受査してまいります。

④ 経営陣のリーダーシップの発揮

ア. 経営方針の周知

経営方針については、本経営強化計画として定めるところですが、部店長会（年間3回程度開催）において理事長から経営の現状と課題を適時適切に周知するとともに、幹部職員が自ら考え行動することの重要性を徹底してまいりました。今後も職員への経営方針の周知と徹底を図ってまいります。

イ. 職員意見の吸い上げ

理事長をはじめ役員が臨店する場合や、監査部の臨店監査及び業務部融資推進役等本部スタッフの営業店臨店の際に、現場の意見を吸い上げることにより、経営管理態勢の強化と職場の活性化に取り組んでまいります。

また、経費削減検討部会や事務合理化検討部会でも職員の意見を反映した取り組みを行ってまいります。

⑤ 自立した経営に向けて

過去、資本支援を受けて以来、プロパーの常勤役員は大幅削減し、2023年3月末現在では1名のみとなっていました。2023年度から執行役員制度を創設し、2026年6月末現在2名の執行役員を任命しております。今後も、プロパー職員の経営参画を進めてまいります。

2. リスク管理の体制の強化のための方策

(1) 統合的リスク管理態勢

業務全般に内在する各種リスクを総体的に捉え、その総体的なリスクを経営体力（自己資本）と比較・対照することにより業務の健全性を確保することを目的に、2007年に「統合的リスク管理規程」を制定し、統合的リスク管理に取り組んでまいりましたが、今後も、同規程に基づき適正な管理に努めてまいります。

2015年5月からはALM委員会を原則毎月開催し、市場動向の報告や、市場リスクの把握、余資運用の状況について協議等を行っているほか、経営強化計画進捗管理委員会資料ではリスク管理の進捗状況を記載し、問題点等があれば適宜対応を進めてまいります。また、毎年度リスク管理の基本方針を策定して、各種リスク管理に努めております。

(2) 信用リスク管理態勢

信用リスク管理態勢の整備については、与信に関する基本方針（クレジット・ポリシー）や貸出金信用リスク管理規程の各種規程に則り、安全性・収益性・成長性・流動性・公共性の5原則を基本として、これまで次のような取り組みを行ってまいりましたが、取引先の管理において実態を十分に把握できていない事例が散見されることから、今後も確実に履行し、管理態勢の一層の強化に努めてまいります。

① クレジットラインの設定

これまで、一定基準の債務者については、毎年、債務者毎に「取組方針」を定め、取組方針に基づく対応を指導してまいりましたが、より具体的に債務者に対する取組方針を示すために「クレジットライン」の設定を行い、リスク管理態勢を強化しています。正常先・要注意先のうち総与信50百万円以上の先に対して決算後4カ月目の月末までに営業店からクレジットラインの申請を行い、審査部において決算資料等を基に①取組方針について「積極先」、「やや積極先」、「現状維持先」、「消極先」、「縮小先」に区分けして明示、②クレジットライン（貸出額の目安）を提示、③更には当該法人・個人（経営者等を含む）等に対する預金取引拡大等の指示を明示し決定。審査会において報告・承認を得る体制に変更し、各債務者に対する具体的な取組方法を本部、営業店が共有出来る取組みとしています。

② 貸出金ポートフォリオの管理

毎月、貸出金の業種別・金額階層別ポートフォリオを確認し経営陣に報告するなど、特定業種への集中と大口化の防止にも努めてまいりました。更に2016年度からは審査部による大口与信先の臨店指導も実施しております。

③ 不動産プロジェクト融資における管理体制の強化

不動産プロジェクト融資における審査管理体制強化に向け、「不動産プロジェクト融資取扱手順書」を定めて取扱いの厳格化を行っており、審査管理手法の改善・向上に努めてまいります。

④ 中東情勢の影響を受ける事業者への支援

中東情勢による原油高、原材料高騰等の影響を受ける事業者等に対して、資金繰り等の相談に丁寧かつ迅速に応じて支援を強化するとともに、事後の業況管理と継続的な支援を徹底し、少しでも不良債権化を抑制してまいります。

(3) 市場リスク管理態勢

当組合は、過去、リーマンショックによる株式相場の急激な下落により保有有価証券の評価損が拡大した経験から、経営健全化計画において、価格変動性の高い商品は購入しない、安定的な利息収入の確保を目的に国債・地方債・社債等を中心とした運用を行うとの方針を定め、2009年度以降は当該方針に沿って有価証券の運用を行ってまいりました。2014年12月に公的資金を受けた際には、価格変動性の高い債券を売却し、更に安定した運用に努めてまいりました。また、2015年5月から原則毎月ALM委員会を開催し、余資の運用状況や、市場リスクについての認識を共有・協議する場としてまいりました。

昨今の市場金利の情勢を踏まえ、2020年度以降は債券の新規購入を控えておりましたが、2023年度から徐々に運用を再開しております。自己資本に対して過大なリスクを取ることが無いよう、上記の方針や有価証券運用及び市場リスク管理に関する諸規程等に基づき、適正な運用とリスク管理に努めてまいります。

(4) 流動性リスク管理態勢

流動性リスクの管理手続き及び流動性懸念時・危機時における対応を定める「流動性リスク管理規程」を制定し、預金や貸出金の動向を随時チェックするとともに、資金繰りに万全を期すため、支払準備資産の維持・確保に努めております。支払準備資産の状況についても毎月ALM委員会へ報告を行っております。

今後も、同様の態勢により流動性リスクの管理に努めてまいります。

(5) オペレーショナル・リスク管理態勢

対象リスクである事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクについては、それぞれの所管部署が管理すべきリスクを特定し、発生する可能性及び影響の大きさを勘案して管理方法を定め、リスクの低減を図っております。

特に事務リスクについては、各種研修会・臨店指導等の取組みにより正確な事務への取組みを指導し、店内検査の厳格な実施によりその低減に努めております。システムリスクに関しては、サイバー攻撃に対する対策（セキュリティーの強化）として2023年5月に業務用PCとインターネットの分離を実施しております。また、各種システムダウンへの対応訓練の実施等にも継続して取り組んでまいります。

人的リスクについては、公正な人事制度の運用に努めていくほか、ハラスメントの防

止に向けた研修会等の継続開催も検討してまいります。

今後も、事務リスク管理規程、システムリスク管理規程、法務リスク管理規程等に基づき、各リスクの発生防止と極小化を図り、経営の維持・安定化に努めてまいります。

(6) マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係るリスク管理態勢を充実させるための組織化構築

昨今の世界情勢やFATF（金融活動作業部会）の第4次対日相互審査結果を踏まえ、金融機関には国際的な要請として、FATFが求める水準までマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策を強化させていくことが求められています。当組合では各種規程類の整備を進めるとともに、2023年4月には「マネーローンダリング・テロ資金供与対策室」を設置しており、今後も全役職員の共通認識の下で必要なリスク低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に努めてまいります。

3. 法令遵守の体制の強化のための方策

(1) 法令等遵守態勢

法令等遵守を組合経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンスの基本方針や行動指針等を内容とする「コンプライアンス・マニュアル」を2000年に策定し、以来、本マニュアルに基づき法令等遵守態勢の整備に努めております。

組織体制としては、理事長をコンプライアンス最高責任者とし、コンプライアンス統括部署を設置するとともに、営業店及び本部各部にコンプライアンス担当者を置き、相互に連携を取りながら、全役職員がコンプライアンスの実践に取り組んでおります。

運営面では、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、毎年度期初にコンプライアンス・プログラムを策定し、これに基づき部店内勉強会やOJT指導などの活動を行っております。なお、コンプライアンス・プログラムの進捗状況については、上期・下期を基準として理事会へ報告しております。また、全職員対象のコンプライアンス・チェックを年1回実施しております。その中で各部店毎の問題点を把握・指導に繋げてまいります。

加えて、内外の通報窓口の周知徹底を図ってまいります。

地域に根ざした金融機関として、当組合が組合員の皆様やお客様からゆるぎない「信頼」を確保するため、今後ともコンプライアンス重視の経営を行ってまいります。

(2) 反社会的勢力への対応

反社会的勢力への対応につきましても、法令等遵守態勢の一環として、コンプライアンス・マニュアルに「反社会的勢力の不当な介入を許さず、断固これと対決します。」と定め、「反社会的勢力に対する基本ポリシー」を定めています。

2015年8月には、信組情報サービス㈱の提供する「顧客確認システム」を導入しており、全銀協反社情報データと当組合の取引先の全件突合を実施するなど、反社会的勢力のチェックの精度向上を図ってまいりました。

引き続き、運用面の充実を図り、万一、反社会的勢力との一定の取引の存在が明らか

になった場合や、役職員が反社会的勢力と接触をもって問題に巻き込まれたり、不当な要求を受けたりした場合には、現状を的確に把握したうえで、弁護士・警察当局等とも連携して対応を図ってまいります。

(3) 顧客保護等管理態勢の構築

お客様の保護及び利便性の向上を図り、業務の健全性及び適切性の確立を目的として、顧客保護等に係る規程類を制定し、態勢の整備に努めております。

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お客様からの苦情・トラブルを統括する「お客様相談室」を設置し、取引に係る苦情等を受け付けております。

インターネットバンキングにおいては、サイバーセキュリティ対策を進め、ワンタイムパスワードの導入等機能追加を行い、渉外者や窓口を通してお客様に対して周知を行っております。また、振り込め詐欺等の特殊詐欺を根絶するため、滋賀県警察と当組合を含め県内に本店を置く金融機関との間で、金融機関の窓口で高額な現金取引を希望される高齢者の方々に対して、預金小切手による取引をお願いする「預手プラン」の運用を行っているほか、2025 年 7 月には当組合を含む県内に本店を置く 16 の金融機関と滋賀県警察本部で「特殊詐欺等の被害防止に関する協定」を締結しております。今後とも、顧客サポート等の適切性及び充分性を確保し実効性のあるものとすべく取り組んでまいります。

4. 経営に対する評価の客観性の確保のための方策

(1) 全信組連による経営指導、全国信用組合監査機構の監査受査

経営に対する評価の客観性を確保するため、信用組合業界の系統中央金融機関である全信組連の経営指導を定期的に受けるとともに、年に 1 回程度の全国信用組合監査機構監査を受査いたします。

これにより、当組合の経営戦略や基本方針について客観的な立場で評価・助言を受け、経営の客観性・透明性を高めてまいります。

(2) 経営諮問会議

経営の客観性・透明性を確保するため、当組合の経営戦略及び経営強化に向けての各種取組みの進捗を監視することを目的として、外部有識者等で構成される「経営諮問会議」を 2015 年 9 月に設置し、原則として半期に 1 回定期的に開催しております。

当会議につきましては、経営全般について助言・提言をいただき、これを経営に反映させることにより、経営の客観性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスを強化することを目的としております。今後も客観的な立場で評価・助言をいただき、経営に適切に反映してまいります。

5. 情報開示の充実のための方策

当組合は、情報開示に関する基本方針として、2014 年 12 月に「ディスクロージャー・ポリシー（情報に関する基本的な考え方）」を制定・公表し、適時適切かつ透明性の高い情報開示に努めております。

ディスクロージャー誌においても、引き続き、決算期ごとに法令で定められた開示内容以外に、経営理念、リスク管理態勢、コンプライアンス管理態勢の状況を始め、地域貢献に関する情報等、当組合を理解していただくための経営情報を分かりやすく伝えられるように作成し、店頭に備え置く他、当組合のホームページ上など、広く開示してまいります。

また、当組合 YouTube チャンネルである「しがけん信組 ch」の開設や、理事長自らが地元大学で講義を行うなど、当組合のブランド力を高めてまいります。

Ⅵ. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

1. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

(1) 地域の現状

当組合営業区域である滋賀県の経済情勢は、近畿財務局大津財務事務所の「滋賀県内経済情勢報告（2026年4月判断）」において、総括判断では「緩やかに持ち直している」という基調が続いているとされているところですが、当組合の取引先である中小規模事業者を取り巻く経済環境は、原材料高や人手不足等により、依然として厳しい情勢であると考えます。資金繰りの厳しい事業者の中には、更なる経営改善・再生支援を求める事業者もあります。

県内の都市部では、企業の進出や新事業の開発があり、地域経済も活発になっていますが、当組合が長年本店を置き、活動の中心としてきた地縁・人縁の強い旧甲賀郡の地域では、企業の進出も一部あるものの、地域経済の回復は遅れ気味となっております。

(2) 基本方針

こうした環境の下、当組合においては、地域の中小規模事業者に対して、その活性化・発展のために円滑な信用供与に努めてまいりましたが、最近の経済環境下では資金供給のみに依存した従来型の支援だけでは十分でない状況となっており、地域の中小規模事業者が抱えるさまざまな経営上の課題・問題点の解決に向けた支援が不可欠となってきました。

このような観点から、取引先の経営改善・事業再生への支援は、非常に重要な課題と考えており、前述のとおり、金融円滑化法終了後においても金融円滑化管理方針に基づき従来と同様の対応を継続してまいりました。

特に重点的な対応が必要な取引先に対しては、事業支援グループが事業再生や経営改善支援に関与しております。同グループが関与しない先については、審査部が営業店に指示を出しながら業況管理等に努めておりますが、引き続き、地方公共団体や各種支援団体（滋賀県産業支援プラザ、滋賀県信用保証協会、日本政策金融公庫、商工会・商工会議所、滋賀県中小企業活性化協議会、中小企業基盤整備機構等）と連携を取り、取引先の経営改善や事業再生支援に向けた取組みについて、体制面での充実強化を図ってまいります。

併せて前記の重点施策に掲げるとおり、コンサルティング機能強化に向けた人材育成の強化に努めてまいります。

【中小規模事業者向け貸出計画】

(単位：百万円、%)

	2023/3 期 実績	24/3 期 実績	25/3 期 実績	26/3 期 実績	26/9 期 計画
中小規模事業者向け貸出残高	63,691	64,556	65,672	66,208	66,300
総資産	166,029	156,687	153,942	152,760	155,315
中小規模事業者向け貸出比率	38.36	41.20	42.66	43.34	42.68

	27/3 期 計画	27/9 期 計画	28/3 期 計画	28/9 期 計画	29/3 期 計画
中小規模事業者向け貸出残高	66,400	66,450	66,500	66,550	66,600
総資産	152,671	154,446	149,522	152,095	150,669
中小規模事業者向け貸出比率	43.49	43.02	44.47	43.75	44.20

(注) 1. 中小規模事業者向け貸出比率＝中小規模事業者向け貸出残高 ÷ 総資産

2. 中小規模事業者向け貸出とは、協同組合による金融事業に関する法律施行規則別表第 1 号における「中小企業等」から個人事業者以外の個人を除いた先に対する貸出で、かつ次の貸出を除いたもの

政府出資主要法人向け貸出及び特殊法人向け貸出、土地開発公社向け貸出及び地方住宅供給公社向け貸出等、大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに係る S P C 向け貸出、その他金融機能強化法の趣旨に反するような貸出

【経営改善支援等取組計画】

(単位：先、%)

	26/3 期 (始期)	26/9 期 計画	27/3 期 計画	27/9 期 計画	28/3 期 計画	28/9 期 計画	29/3 期 計画
経営改善支援等取組先数	769	770	771	772	773	774	775
創業・新事業開拓支援先	11	11	11	11	11	11	11
経営相談先	410	425	426	427	428	429	430
早期事業再生支援先	4	3	3	3	3	3	3
事業承継支援先	1	1	1	1	1	1	1
担保・保証に過度に依存しない融資推進先	343	330	330	330	330	330	330
期初債務者数	1,967	1,893	1,893	1,890	1,890	1,890	1,890
支援取組率	39.09	40.67	40.72	40.84	40.89	40.95	41.00

(注)1. 期初債務者数とは、「日本標準産業分類」の大分類に準じた業種別区分に基づく「地方公共団体」「雇用・能力開発機構等」「個人（住宅・消費・納税資金等）」を総債務者数から除いた数といたします。

2. 「経営改善支援等取組先」は以下の取組先といたします。

(1) 創業・新事業開拓支援先

新規事業の開設資金を支援した先。創業・新事業開拓関連融資制度（当組合の提携先・地方公共団体・保証協会等）を利用した先

(2) 経営相談先

経営改善指導に係る助言等を行っている先
ビジネスマッチング成約件数

(3) 早期事業再生支援先

審査部・事業支援グループの指導により抜本的な条件変更対応により経営改善支援を行った先

(4) 事業承継支援先

事業承継に係る相談に対し助言等を行った先

(5) 担保・保証に過度に依存しない融資推進先

経営者保証ガイドライン適用により経営者保証を免除した件数

2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制整備のための方策

① 円滑な信用供与体制に向けた体制の整備

「営業推進会議」の機能強化により、組合一丸となった営業推進体制の強化、地域特性に応じた営業店戦略の策定、具体的な推進施策の立案、推進指導等を通して、信用供与体制の整備を図っております。

営業店においては、営業店長の率先した融資推進活動とともに渉外担当者が事業性融資増強に向けた訪問活動ができる時間を確保するために効率化を図り、「渉外者行動管理要領」に基づいた訪問活動により情報収集、提案セールスを一層徹底いたします。

② 経営改善支援等の取組みに向けた体制の整備

当組合は「経営革新等支援機関」としての認定を受けており、審査部に、金融円滑化推進室を設置したほか、「事業支援グループ」を設置し、必要に応じ滋賀県中小企業活性化協議会など外部の専門家等の協力も得て取り組んでおります。

経営改善計画の策定に係る研修については、認定支援機関向け研修をはじめ各種のセミナー・研修会に参加し、コンサルティング会社や税理士法人とも提携して、営業店職員に対して経営改善計画策定のノウハウを学ばせるとともに、営業店ごとに経営改善支援を必要とする先を把握し、個々の事業者の対応方針を検討してまいります。また、地方公共団体や各種支援団体（滋賀県産業支援プラザ、滋賀県信用保証協会、日本政策金融公庫、商工会・商工会議所、滋賀県中小企業活性化協議会、中小企業基盤整備機構等）と連携を取り、取引先の経営改善や事業再生支援に向けた取組みについて、体制面での充実強化を図っております。今後も、認定支援機関として経営改善支援等の活動を一層強化し、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

③ 信用供与の実施状況を検証するための体制

引き続き、経営企画部が本計画の各種施策の進捗状況の管理を統括するとともに、理事長を委員長とする「経営強化計画進捗管理委員会」を1か月に1回以上開催し、本計画の取組状況を把握するとともに、本部の指導内容の適切性を検証し、必要に応じ改善を指導することにより、本計画の実効性を確保してまいります。

(2) 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

① 「経営者保証に関するガイドライン」の活用

「経営者保証に関するガイドライン」の対応に係る事務取扱いの「手順書」を作成し、連帯保証人徴求について、連帯保証人徴求時の説明内容の徹底と指導を図っております。今後とも事業価値を見極めながら過度な保証に依存しない資金供給を行うことで、中小規模事業者を支援してまいります。

② 「企業価値担保権」の検討

「企業価値担保権」の有用性を認識しつつ、課題である関係人材の育成や組織体制

の整備等導入に向けた基礎的な研究を行ってまいります。

(3) 中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策

① 中小規模事業者等向け商品の販売促進及び新商品の開発

当組合では、取引先の資金繰りをサポートし、中小規模事業者等の事業発展に向けて長期的に安定した資金調達が可能となる商品を提供してまいりました。

なお、急な資金需要にも機動的に対応できるよう、2016年9月から、「大型当座貸越」の取扱いを開始しております。

② 経営改善支援等の取組み強化

ア. コンサルティング機能の向上

中小規模事業者に対するコンサルティング機能発揮のためには、職員の能力向上が必要不可欠です。このため、外部研修や内部研修を計画的に実施し、OJTや通信教育、自己啓発等とおして人材育成を進め、組合全体のコンサルティング能力の向上に努めてまいります。

イ. 中小企業活性化協議会等外部団体及び外部専門家の活用

これまでも滋賀県中小企業活性化協議会や滋賀県信用保証協会、滋賀県産業支援プラザ等と連携し、中小規模事業者等の事業再生や事業承継に取り組んでまいりました。

継続して外部機関等と積極的な情報交換を行うなど、連携を強化するとともに、研修会等の実施により外部機関等の活用に係る理解度を深め、より迅速な事業再生に取り組んでまいります。

ウ. 事業再生ファンドの活用

これまで活用した実績はありませんが、当組合と滋賀県中小企業活性化協議会及び滋賀県信用保証協会が連携して、「しが事業再生支援ファンド」を活用することにより、事業再生に向けた支援を積極的に行い地域経済の活性化に取り組んでまいります。

また、信用組合業界の事業再生ファンドである「しんくみりカバリ」についても活用を検討してまいります。

3. その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能強化のための方策

中小規模事業者においては、経営者の高齢化、後継者不在問題及び収益性の悪化等による廃業の増加が懸念されており、創業支援や新事業開拓の重要性が高まっております。

2018年10月から、日本政策金融公庫との創業支援の協調融資商品「キックオフ」の取扱を開始しており、今後も日本政策金融公庫と連携した協調融資や、共催でのセミナーの開催に取り組んでまいります。

また、営業推進会議でも事例発表を行い、創業支援や新事業開拓への取組みを進めて

おります。今後とも創業予定者及び新事業開拓に取り組む事業者に対する相談業務を強化するため、外部研修等への職員の派遣などを継続的に実施してまいります。

(2) 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能強化のための方策

中小規模事業者が抱える経営の問題は、単なる景気の良し悪しを超えて多岐にわたり、日常業務に追われる中、解決方法を見出せず苦悩する企業が増えております。

当組合は、少しでも取引先の問題解決のお役に立ちたいと考えております。個々の担当者のコンサルティング能力の向上への取組みはもちろんのこと、営業店、審査部、事業支援グループ、業務部が一体となった対応の中で、必要に応じて中小企業活性化協議会などの第三者機関に繋いでいくなど、外部機関や外部専門家の指導を仰ぎつつ、営業店と本部が一体となって取引先の問題解決に資するサポートに取り組んでまいります。取引先からの相談については、もてる力を可能な限り発揮して、丁寧な検討・対応を行ってまいります。また、営業店・顧客・顧問税理士との間で問題点を共有しながら経営支援に向けた取組みができる態勢へ持ち込む入り口の施策を検討してまいります。

2018年9月から滋賀県よろず支援拠点と連携して、甲賀市・湖南市の店舗を中心に原則毎月1店舗で出張相談会を開催しており、今後も取引先の相談事項の解決に向け取り組んでまいります。

(3) 早期の事業再生に資する方策

業況悪化の兆候は、営業店での業況管理や延滞先の管理、定期的な財務諸表の取入れ等により把握していますが、対応が早いほど、確実な改善が見込めることから、審査部による臨店と併せ実態把握をよりの確に行うよう営業店を指導してまいります。経営改善計画との乖離が大きい先については、営業店でまず対策を検討のうえ、審査部・事業支援グループに相談を行うことで、営業店と本部が連携し、一層の早期の経営改善支援に取り組んでまいります。

また、審査部が中心となって事業支援グループと連携しながら、事業改善計画の進捗状況をモニタリングしており、計画乖離が著しい先に対し営業店と協議し「修正経営改善計画」策定等を行って対応しております。

(4) 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

当地域においても、中小規模事業者の後継者不在による廃業が増加している反面、事業承継に具体的に取り組んでいる企業の割合は依然低い状況にあります。

こうした状況を踏まえ、外部団体が実施している研修等に参加し、職員の事業承継に係る知識の向上に努めているほか、滋賀県事業承継ネットワーク事業で取引先の承継診断ヒアリングを継続して実施する等、引き続き知識の定着を図りつつ、事業承継問題への早期取組みを支援してまいります。

Ⅶ. 全信組連による優先出資の引受に係る事項

1. 種類	社債型非累積的永久優先出資
2. 申込期日（払込日）	2014年12月12日（金）
3. 発行価額 非資本組入額	1口につき1,000,000円（額面金額1口1,000円） 1口につき 500,000円
4. 発行総額	9,000百万円
5. 発行口数	9,000口
6. 配当率	12か月日本円TIBOR+0.80%（発行価額に対する配当率）
7. 累積条項	非累積的
8. 参加条項	非参加
9. 残余財産の分配	次に掲げる順序により残余財産の分配を行う ① 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。 ② 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する（当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。）。 ③ ①及び②の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済みの普通出資の口数に応じて按分して組合員に分配する。 ④ 残余財産の額が①、②により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

Ⅷ. 剰余金の処分の方針

1. 基本的な考え方

協同組織金融機関として、取引先及び優先出資者の皆様から出資金をお預かりして金融事業を行い、利益剰余金の中から配当金をお支払することとしています。

2015年3月期に繰越損失金を一掃し、2016年3月期決算における剰余金処分から計画通り配当金をお支払いたしました。2026年3月期決算においても計画通り配当金をお支払しており、今後も本計画の実践による収益力の強化と業務の効率化を進め、安定した配当を実施・継続していく方針であります。

2. 財源確保の方針

全信組連から最大限のサポートを得ながら、本計画に盛り込んだ諸施策を着実に遂行することにより収益力の強化と業務の効率化を進め、安定した利益を確保し、財源の積み上げに努めてまいります。

なお、これにより、優先出資消却積立金は2039年3月期において、1,166百万円まで積み上がると見込んでおり、これに利益準備金1,267百万円、資本準備金591百万円及び優

先出資金 6,275 百万円を加えた 9,300 百万円が優先出資 9,000 百万円の返済財源となります。

【利益剰余金の推移】

(単位 : 百万円)

	2014/3 期 実績	15/3 期 実績	16/3 期 実績	17/3 期 実績	18/3 期 実績	19/3 期 実績	20/3 期 実績
当期純利益	77	△2,406	449	333	367	386	263
資本準備金	—	4,500	591	591	591	591	591
利益剰余金	△1,502	△3,908	449	633	860	1,118	1,252
利益準備金	—	—	—	45	79	116	155
優先出資消却積立金	—	—	—	—	—	20	40

	21/3 期 実績	22/3 期 実績	23/3 期 実績	24/3 期 実績	25/3 期 実績	26/3 期 実績	27/3 期 計画
当期純利益	221	198	273	323	275	322	330
資本準備金	591	591	591	591	591	591	591
利益剰余金	1,355	1,433	1,585	1,786	1,931	2,104	2,234
利益準備金	182	207	232	260	293	324	364
優先出資消却積立金	80	90	100	120	150	180	210

	28/3 期 計画	29/3 期 計画	30/3 期 計画	31/3 期 計画	32/3 期 計画	33/3 期 計画	34/3 期 計画
当期純利益	407	393	428	547	630	719	803
資本準備金	591	591	591	591	591	591	591
利益剰余金	2,395	2,542	2,709	2,966	3,306	3,735	4,247
利益準備金	414	464	517	576	635	699	771
優先出資消却積立金	240	280	330	380	430	480	530

	35/3 期 計画	36/3 期 計画	37/3 期 計画	38/3 期 計画	39/3 期 計画
当期純利益	891	983	1,079	1,176	1,171
資本準備金	591	591	591	591	591
利益剰余金	4,848	5,541	6,329	7,216	8,097
利益準備金	852	942	1,041	1,149	1,267
優先出資消却積立金	630	730	830	930	1,166

Ⅸ. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

1. 経営管理に係る体制

① 内部統制基本方針

2009年6月の経営陣刷新以降、経営の透明性の向上を図り適切な経営管理態勢を確保しております。

また、理事会は「内部統制基本方針」のほか、これに基づく「コンプライアンス基本方針」及び「リスク管理統括規程」を制定し、その重要性をあらゆる機会を通じて全役員に対して周知徹底することにより、適切な業務運営の確保に努めております。

なお、反社会的勢力への対応状況や顧客保護に関する問題等、社会の金融機関に向けられた目は今後もますます厳しくなってくると考えられますが、これらの問題に真摯に向き合い、コンプライアンスに違反する事象や経営に重大な影響を与えかねないリスクについては、理事会等において、しっかりと把握し、関係部署に対して適切な指示を行ってまいります。

② 内部監査体制

理事会は、「内部監査規程」を制定するとともに、内部監査部署である監査部を理事長直轄の組織として、その独立性を確保しております。監査部は、当規程に基づく監査を通じて、各部店において堅確な内部管理態勢が構築され、これが有効に機能しているかを中心に検証・評価し、問題点の改善に取り組んでいます。また、リスク管理の視点から、特に重要視すべき監査項目を（最）重点監査項目として明示するとともに、前年度監査結果を踏まえ、重点監査項目の見直しを行うなど、メリハリのある監査に努めてまいります。

2. 各種のリスク管理の状況

各種リスク全般を管理する統合的リスク管理態勢、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理、オペレーショナル・リスク管理態勢については「Ⅴ. 2. リスク管理の体制の強化のための方策」に記載のとおりです。

X. 経営強化のための計画の前提条件

(1) 金利

イラン紛争によるホルムズ海峡の封鎖、それからくる原油不足、物流停滞によりインフレが進むと見込まれ、短期金利については、日本銀行による利上げが複数回、実施される見込みであることから、現行より上昇すると予想しております。

また、長期金利については、インフレ継続と、日本銀行による利上げ継続により緩やかに上昇すると予想しております。

(2) 株価

国内景気については、中東情勢が早期鎮静化しても、原油関係の流通状況が元の状態に回復するには、数カ月単位の時間が必要であり、インフレ状態が継続すると見込まれ、また、AI・半導体主導の相場が海外投資家を引き入れていることから、緩やかに拡大すると予想しております。ただし、対中経済問題や中東、ウクライナにかかる地政学リスクも存在しているため、株価は緩やかに上昇したあと、横ばいで推移するものとしております。

(3) 為替

米国の利下げ停止、利上げ再開見通しにより、円が売られやすい環境となっておりま
す。米国株価指数も堅調であり、基調としては緩やかな円安が継続するものと予想して
おります。ただし、対米、対中政治問題や新たな地政学リスクが表面化した際に、リス
ク回避目的の円買いが発生する場合もあること、また、日本銀行が利上げ継続見込みで
あることから、本計画においては大幅な円安は進まず、現行程度の為替水準で推移する
ものとしております。

【前提条件】

(単位：％、円)

		2026/3 期 実績	2026/5 期 実績	2027/3 期 前提	2028/3 期 前提	2029/3 期 前提
金 利	無担保コール翌日物	0.75	0.75	1.25	1.5	1.75
	新発 10 年国債利回り	2.345	2.65	2.80	2.92	3.00
日経平均株価		51,063	66,329	69,000	69,000	69,000
為替相場 (円/米ドル)		159.63	159.27	160	160	160

以 上

内閣府令第81条第1項第1号に掲げる書類

- 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

第 7 5 期（令和 8 年 3 月 3 1 日現在）貸 借 対 照 表

令和 8 年 4 月 28 日 作成
 令和 8 年 6 月 11 日 備付

住 所 滋 賀 県 甲 賀 市 水 口 町 八 光 2 番 4 5 号
 信 用 組 合 名 滋 賀 県 信 用 組 合
 理 事 長 青 木 和 夫

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金	2,380,015 千円	預 金 積 金	136,062,978 千円
預 け 金	34,179,620	当 座 預 金	1,476,378
有 価 証 券	10,851,200	普 通 預 金	38,770,285
国 債	2,335,274	貯 蓄 預 金	121,008
社 債	8,287,070	通 知 預 金	19,381
株 式	35,675	定 期 預 金	91,199,765
そ の 他 の 証 券	193,180	定 期 積 金	4,058,822
貸 出 金	104,430,488	そ の 他 の 預 金	417,336
割 引 手 形	39,813	借 用 金	5,500,000
手 形 貸 付	3,031,422	当 座 借 越	5,500,000
証 書 貸 付	98,519,046	そ の 他 負 債	434,402
当 座 貸 越	2,840,206	未 決 済 為 替 借	20,739
そ の 他 資 産	965,350	未 払 費 用	217,889
未 決 済 為 替 貸	11,663	給 付 補 填 備 金	4,082
全 信 組 連 出 資 金	631,500	未 払 法 人 税 等	6,348
前 払 費 用	8,371	前 受 収 益	95,238
未 収 収 益	127,345	払 戻 未 済 金	24,900
そ の 他 の 資 産	186,469	資 産 除 去 債 務	5,211
有 形 固 定 資 産	1,470,196	そ の 他 の 負 債	59,993
建 物	584,682	賞 与 引 当 金	33,644
土 地	801,340	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	3,125
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	84,173	偶 発 損 失 引 当 金	70,312
無 形 固 定 資 産	1,356	繰 延 税 金 負 債	831
ソ フ ト ウ ェ ア	832	債 務 保 証	85,320
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	524	負 債 の 部 合 計	142,190,616
債 務 保 証 見 返	85,320	(純資産の部)	
貸 倒 引 当 金	△ 1,603,047	出 資 金	8,132,278
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,489,960)	普 通 出 資 金	1,857,278
		優 先 出 資 金	6,275,000
		資 本 剰 余 金	591,502
		資 本 準 備 金	591,502
		利 益 剰 余 金	2,104,368
		利 益 準 備 金	324,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,780,368
		特 別 積 立 金	180,000
		(うち優先出資消却積立金)	(180,000)
		当 期 未 処 分 剰 余 金	1,600,368
		組 合 員 勘 定 合 計	10,828,148
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 258,264
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 258,264
		純 資 産 の 部 合 計	10,569,884
資 産 の 部 合 計	152,760,501	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	152,760,501

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、
 その他有価証券については原則として時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、
 ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物
 附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物について
 は定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	38年～50年
その他	4年～ 6年

4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェア
 については、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）
 に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権について
 は、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を
 控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻
 に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権（破綻懸念先）については、債権額から
 担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払
 能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を
 見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした
 貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来
 見込み等必要な修正を加えて算定しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署
 から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を
 行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評
 価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額
 から直接減額しており、その金額は879百万円であります。

6. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のう
 ち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び
 年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務費用	発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（5年）による 定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（5年）による 定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処 理

なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりであります。

（１）制度全体の積立状況に関する事項（令和７年３月３１日現在）

年金資産の額	243,135百万円
<u>年金財産計算上の数理債務の額</u>	<u>207,181百万円</u>
差引額	35,953百万円

（２）制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日）

0.890%

（３）補足説明

上記（１）の差引額は、年金財政計算上の過去勤務債務残高であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は期間７年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金１１百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることによって算定されるため、上記（２）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。

（退職給付制度の概要）

当組合は、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しており、従業員の退職時に退職金規程に基づく支給額が確定拠出年金制度から支給される金額を上回る部分を当組合が一時金として支給することとしております。

なお、当組合は平成20年3月に、従来の確定給付型制度である適格退職年金について、確定拠出年金法に定める確定拠出年金制度へ移行しております。

このほか、当組合は全国信用組合企業年金基金に加入しております。当該基金は複数事業主（信用組合等）により設立された総合設立型企業年金基金で、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

（退職給付債務に関する事項）

当期末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	－百万円
<u>未認識数理計算上の差異</u>	<u>－</u>
退職給付引当金	－

（退職給付債務等の計算の基礎に関する事項）

割引率 2.00%

（退職給付費用に関する事項）

当期の退職給付費用は以下のとおりであります。

勤務費用	36百万円
利息費用	△0
数理計算上の差異処理額	0
<u>その他</u>	<u>6</u>
退職給付費用	42

（注）その他は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

8. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
9. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

10. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
11. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1 5 2 百万円
12. 有形固定資産の減価償却累計額 2, 3 5 3 百万円
13. 有形固定資産の圧縮記帳額 6 0 百万円
14. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 3 4 0 百万円

危険債権額 4, 1 9 5 百万円

三月以上延滞債権額 7 百万円

貸出条件緩和債権額 6 9 0 百万円

合計額 5, 2 3 3 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

15. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、3 9 百万円であります。
16. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預け金 9, 4 0 0 百万円

有価証券 5, 0 0 4 百万円

担保資産に対応する債務 借入金 5, 5 0 0 百万円

上記のほか、公金取扱い、日本銀行歳入復代理店取引のために預け金 2 7 百万円を担保提供しております。

17. 出資 1 口当たりの純資産額 △ 1, 1 6 8 円 7 1 銭
18. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行なっております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、金利リスクの計測を行うなど、リスクコントロールに努めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券及び投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、与信に関する基本方針（クレジットポリシー）及び貸出金信用リスク管理規程に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行なわれ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や、理事会を開催し、審議・報告を行なっております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクについては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当組合は、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（B P V）の計測を定期的に行ない、また証券会社等外部からの有価証券に関するデータと合わせ経営陣へ報告を行なうなど、リスク・コントロールに努めております。

債券については、100 B P V（100ベース・ポイント・バリュー：金利が1%上昇した時の債券価格の下落額）を管理し、金利リスクが自己資本に与える影響を把握しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の承認を受けた有価証券運用計画に基づき、市場性リスク管理規程に従い行なわれております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行なっており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」及び「借入金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）』において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、ステープ化（短期金利と長期金利の金利差が拡大し、イールドカーブの傾斜角度が急になった場合）が生じた場合、経済価値は640百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスク管理規程に基づいて支払準備資産の維持・確保に努めております。また、他金融機関からのコミットメントラインの取得等資金調達手段の確保を行なっております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借入金については簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

19. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）について（注1）参照）。なお、市場価格のない株式は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差額
(1) 預け金 (*1)	34,179	34,005	△ 174
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	2,587	2,385	△ 201
その他有価証券	8,254	8,254	-
(3) 貸出金 (*1)	104,430		
貸倒引当金 (*2)	△ 1,597		
	102,833	102,423	△ 409
金融資産計	147,854	147,068	△ 785
(1) 預金積金 (*1)	136,062	135,398	△ 664
(2) 借入金 (*1)	5,500	5,500	-
金融負債計	141,562	140,898	△ 664

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、将来キャッシュ・フローを市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所等の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については20. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算定結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	9

(*1) 非上場株式のうち一部を除く株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

20. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
債 券	-百万円	-百万円	-百万円
国 債	-	-	-
地方債	-	-	-
社 債	-	-	-
その他	-	-	-
その他	-	-	-
小 計	-	-	-

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
債 券	2,587百万円	2,385百万円	△201百万円
国 債	2,087	1,896	△191
地方債	-	-	-
社 債	500	489	△10
その他	-	-	-
その他	-	-	-
小 計	2,587	2,385	△201
合 計	2,587	2,385	△201

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
株 式	26百万円	15百万円	11百万円
債 券	-	-	-
国 債	-	-	-
地方債	-	-	-
社 債	-	-	-
その他	-	-	-
その他	-	-	-
小 計	26	15	11

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
株 式	9百万円	9百万円	-百万円
債 券	8,227	8,497	△269
国 債	247	299	△51
地方債	-	-	-
社 債	7,787	7,997	△210
その他	193	200	△6
その他	-	-	-
小 計	8,237	8,506	△269
合 計	8,263	8,521	△258

21. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

22. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

23. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	1,793百万円	5,813百万円	2,087百万円	1,121百万円
国 債	-	-	2,087	247
地方債	-	-	-	-
社 債	1,793	5,620	-	873
その他	-	193	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	1,793	5,813	2,087	1,121

24. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,590百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが4,590百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額することができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置を講じております。

25. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金（注）	15百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	631百万円
減損損失	80百万円
その他	56百万円

繰延税金資産小計 783百万円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△15百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△768百万円

評価性引当額小計 △783百万円

繰延税金資産合計 ー百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	ー百万円
その他	△0百万円

繰延税金負債合計 △0百万円

繰延税金資産（負債）の純額 △0百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	28.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%
住民税均等割額	1.9%
評価性引当額増減	△28.2%
その他	<u>△0.8%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>1.9%</u>

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	0	0	0	0	15	15百万円
評価性引当額	0	0	0	0	△15	△15百万円
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

26. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類等にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

貸倒引当金 1,603百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として、5.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

第 7 5 期 [令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 3 1 日 まで] 損 益 計 算 書

令和 8 年 4 月 28 日 作成
令和 8 年 6 月 11 日 備付

住 所 滋賀県甲賀市水口町八光 2 番 4 5 号
信用組合名 滋賀青木信和組合
理 事 長 青 木 和 夫

科 目	金 額
経 常 収 益	2,380,007 千円
資 金 運 用 収 益	2,112,344
貸 出 金 利 息	1,854,774
預 け 金 利 息	159,324
有 価 証 券 利 息 配 当 金	77,538
そ の 他 の 受 入 利 息	20,707
役 務 取 引 等 収 益	171,952
受 入 為 替 手 数 料	25,588
そ の 他 の 役 務 収 益	146,364
そ の 他 業 務 収 益	9,688
国 債 等 債 券 償 還 益	34
そ の 他 の 業 務 収 益	9,654
そ の 他 経 常 収 益	86,022
償 却 債 権 取 立 益	85,941
そ の 他 の 経 常 収 益	80
経 常 費 用	2,048,489
資 金 調 達 費 用	316,535
預 金 利 息	312,410
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	4,125
役 務 取 引 等 費 用	226,043
支 払 為 替 手 数 料	11,970
そ の 他 の 役 務 費 用	214,073
そ の 他 業 務 費 用	345
国 債 等 債 券 償 還 損	209
そ の 他 の 業 務 費 用	135
経 費	1,282,674
人 件 費	819,718
物 件 費	414,468
税 金	48,486
そ の 他 経 常 費 用	222,890
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	170,031
そ の 他 の 経 常 費 用	52,858
経 常 利 益	331,518
特 別 損 失	2,260
固 定 資 産 処 分 損	2,260
税 引 前 当 期 純 利 益	329,257
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,348
法 人 税 等 調 整 額	△ 7
法 人 税 等 合 計	6,340
当 期 純 利 益	322,917
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	1,277,451
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,600,368

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「その他の経常収益」は、睡眠預金益金編入 8 0 千円です。
3. 「その他の経常費用」は、睡眠預金利益金処理後の損失処理額 2, 2 8 2 千円、保証協会責任共有制度負担金 2 8, 9 0 1 千円、睡眠預金引当金純繰入 2 1 0 千円、偶発損失引当金純繰入 1 3, 5 0 2 千円、貸出債権売却損 7, 9 6 2 千円です。
4. 出資 1 口当たりの当期純利益 7 0 円 6 8 銭

剰 余 金 処 分 案

(単位：円)

当 期 未 処 分 剰 余 金	1,600,368,764
これを次のとおり処分いたします。	
利 益 準 備 金	40,000,000
出 資 に 対 す る 配 当 金	199,791,715
（普通出資に対する配当金）	9,270,975
（優先出資に対する配当金）	190,520,740
優 先 出 資 消 却 積 立 金	30,000,000
計	269,791,715
繰 越 金 （ 当 期 末 残 高 ）	1,330,577,049

基準日	2026	3	31
-----	------	---	----

第7表 単体自己資本比率

(単位：千円、%)

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	10,628,357	
うち、出資金及び資本剰余金の額	8,723,780	
うち、利益剰余金の額	2,104,368	
うち、外部流出予定額 (△)	199,791	
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	113,087	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	113,087	
うち、適格引当金コア資本算入額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	10,741,444	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	980	
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	980	
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額		
特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	980	

自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ）） （ハ）	10,740,463	
リスク・アセット等（３）		
信用リスク・アセットの額の合計額	80,015,988	
資産（オン・バランス）項目	79,165,352	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率 改正告示附則第12条第8項）を用いて算出したリス ク・アセットの額から経過措置を用いずに算出し たリスク・アセットの額を控除した額		
オフ・バランス取引等項目	850,635	
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額		
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用 リスク・アセットの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセント で除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八 パーセントで除して得た額	3,005,024	
資本フロア調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 （ニ）	83,021,012	
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	12.93 %	

- （注）１．本表は、国内基準の適用を受ける信用組合が記載するものとする。
- ２．本表における項目の内容については、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年金融庁告示第17号）における別紙様式第1号に従うものとする。
- ３．他の金融機関等（自己資本比率告示第14条第3項に規定する「他の金融機関等」をいう。）の対象資本等調達手段の額について、以下の表に記載すること。

(単位：千円)

区分	残高（末残）
対象普通出資等（に相当するもの）	15,200
連合会の対象普通出資等（に相当するもの）	631,500
対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの（に相当するもの）	800,000
その他外部TLAC関連調達手段	200,000
うち、経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段であって、経過措置（10年間）により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	200,000
うち、国内TLAC規制対象会社の同順位商品であって、経過措置（5年間）により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	

- ４．信用リスクに関する記載：（標準的手法を採用する信用協同組合等＝1、基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等＝2、先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等＝3）

5. みなし計算を適用して計算した信用リスク・アセットの額の合計額について、方式別にその内訳を以下の表に記載すること（方式名は告示と異なる）。

(単位：千円)	
方式	信用リスク・アセットの額
ルック・スルー方式	
マテリヤリティ方式	
蓋然性方式	
フォール・バック方式	
合計	

6. 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額について、方式別にその内訳を以下の表に記載すること。

(単位：千円)	
方式	信用リスク・アセットの額
内部格付手法準拠方式	
外部格付準拠方式	
内部評価方式	
標準的手法準拠方式	
1250%のリスク・ウェイト適用分	
合計	

7. 証券化エクスポージャーのうちリスクリテンション規制抵触分及び適格STC等の要件充足分について、その内訳を以下の表に記載する

(単位：千円)	
区分	信用リスク・アセットの額
リスクリテンション規制抵触分	
適格STC要件充足分	
適格短期STC要件充足分	
不良債権証券化要件充足分	

8. CVAリスクに関する記載：（使用している場合＝1、使用していない場合＝2）

簡便法	2
BA-CVA	2
SA-CVA	2

9. オフ・バランス取引並びに派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に関する記載：（使用している場合＝1、使用していない場合＝2）

クレジット・エクスポージャー方式	2
SA-CCR	2
エクスポージャー変動額推計モデル	2
期待エクスポージャー方式	2
	1

10. マーケット・リスク相当額不算入の特例に関する記載：（適用している＝1、適用していない＝2）

11. 特定取引勘定を設置しない信用協同組合等にあつては以下の左表の計数について、特定取引勘定を設置する信用協同組合等にあつては以下の右表の計数について記載すること。

(単位：千円、%)		(単位：千円、%)	
区分	当期末残高	区分	当期末残高
商品有価証券		特定取引資産	
売付商品債券		特定取引負債	
計(A)		計(A)	
総資産(B)	152,760,501	総資産(B)	
比率(A/B)	0.00 %	比率(A/B)	%

12. 外国為替リスク・カテゴリーのネット・ポジション等の額（当期末時点）について記載すること。

(単位：千円、%)

区分	当期末残高
(1)信用リスク・アセットの額	
(2)オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	
(3)外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額	
(4)比率 (3)／((1)+(2)+(3))	%

13. 上記(注)12. について、明らかに(3)が1,000億円未満、かつ、(4)が10%未満である場合には、上記(注)12. の記載はblankとし、右記に「1」を記載すること。なお、上記(注)12. に記載がある場合、(注)13. はblankとする。

1

14. マーケット・リスクに関する記載：（使用している場合＝1、使用していない場合＝2）

簡易的方式

2

標準的方式

2

内部モデル方式

2

15. マーケット・リスクに関するトレーディング・デスク数を記載すること。

標準的方式

0

内部モデル方式

0

16. オペレーショナル・リスクに関する記載：（使用している場合＝1、使用していない場合＝2）

BIの算出においてより保守的な算式を利用

2

ILMは「内部損失データ」を使用

2

ILMは「1」を使用

1

ILMは「保守的な見積値」を使用

2

ILMは「金融庁長官が指定する値」を使用

2

17. 前期データのうち、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により変更が生じた箇所については、変更後の金額を欄外に注記すること。

--

計表ID	FN103	Ver.201903
基準日(西暦年/月)	2026	5
金融機関コード	2505	
金融機関名	滋賀県信用組合	
担当部署	総務部	
都道府県名	滋賀県	

別紙様式1-1

日 計 表
(令和8年5月末現在)

(単位:円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	1,919,418,095	預 金	137,136,747,490
現 金	1,919,418,095	普 座 預 金	1,635,089,777
(うち小切手・手形)	214,300	普 通 預 金	40,532,998,603
外 国 通 貨	0	貯 蓄 預 金	109,799,963
預 け 金	0	通 知 預 金	20,472,364
預 け 金	35,993,801,977	別 段 預 金	432,322,099
預 け 金	35,993,801,977	納 税 準 備 預 金	54,608,209
(うち全信組連預け金)	31,550,417,119	[小 計]	42,785,291,015
譲 渡 性 預 け 金	0	定 期 預 金	90,312,747,375
買 入 手 形	0	定 期 積 計	4,038,709,100
コ ー ル ロ ー ン	0	[小 計]	94,351,456,475
買 入 現 先 勘 定	0	非 居 住 者 円 預 金	0
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証	0	外 貨 預 金	0
買 入 金 銭 債 権	0	[小 計]	0
金 銭 の 信 託	0	譲 渡 性 預 金	0
商 品 有 価 証 券	0	借 用 金	5,500,000,000
商 品 国 債	0	借 入 金	0
商 品 地 方 債	0	当 座 借 越	5,500,000,000
商 品 政 府 保 証 債	0	再 割 引 手 形	0
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券	0	売 渡 手 形	0
有 価 証 券	10,909,424,215	コ ー ル マ ー ケ ッ ト	0
地 方 債	2,387,177,494	売 現 先 勘 定	0
短 期 社 債	0	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	0
社 債	8,297,667,165	コ マ ー シ ャ ル ・ ベ ー ス	0
(公 社 公 団 債)	200,000,000	外 国 他 店 預 り	0
(金 融 債)	0	外 国 他 店 借 越	0
(そ の 他 社 債)	8,097,667,165	売 渡 外 国 為 替	0
株 式	24,579,556	未 払 外 国 為 替	0
貸 付 信 託	0	そ の 他 の 負 債	311,993,927
投 資 信 託	0	未 決 済 為 替 借 越	46,653,245
外 国 証 券	200,000,000	未 払 為 費 用	215,198,018
そ の 他 の 証 券	0	給 付 補 填 備 金	4,515,699
貸 出 金	104,390,631,821	未 払 法 人 税 等	0
(うち金融機関貸付金)	5,200,000,000	前 受 収 益	0
割 引 手 形	66,169,081	未 払 諸 税	5,887,314
手 形 貸 付	3,360,587,642	未 払 配 当 金	764,955
証 書 貸 付	98,303,045,036	未 払 未 済 金	24,900,000
当 座 貸 越	2,660,830,062	未 払 未 済 持 分	0
外 国 為 替 預 け	0	厚 生 年 金 基 金 未 払 割 賦 金	0
外 国 他 店 預 け	0	職 員 預 り	0
外 国 他 店 貸 替	0	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	0
買 入 外 国 為 替	0	先 物 取 引 差 金 勘 定	0
取 立 外 国 為 替	0	借 入 商 品 債 権	0
そ の 他 の 資 産	974,684,084	借 入 有 価 証 券	0
未 決 済 為 替 貸 付	29,756,201	売 付 商 品 債 権	0
全 信 組 連 出 資 金	631,500,000	売 付 債 権	0
そ の 他 の 出 資 金	5,679,992	金 融 派 生 商 品	0
前 払 収 入 費 用	0	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	0
未 収 入 益	127,345,879	リ ー ス 債 務	0
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	0	資 産 除 去 債 務	5,211,525
先 物 取 引 差 金 勘 定	0	未 払 送 金 為 替	0
保 管 有 価 証 券 等	0	仮 受 金	32,000
金 融 派 生 商 品	0	そ の 他 の 負 債	8,831,171
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	0	本 支 店 勘 定	0
リ ー ス 投 資 資 産	0	代 理 業 務 勘 定	0
仮 払 金	7,753,705	賞 与 引 当 金	33,644,781
そ の 他 の 資 産	172,648,307	役 員 賞 与 引 当 金	0
本 支 店 勘 定	0	退 職 給 付 引 当 金	0
有 形 固 定 資 産	1,470,196,232	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	0
建 物	584,682,653	そ の 他 の 引 当 金	73,437,702
土 地	801,340,348	特 別 法 上 の 引 当 金	0
リ ー ス 資 産	0	繰 延 税 金 負 債	831,684
建 設 仮 勘 定	0	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	0
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	84,173,231	債 務 保 証	81,784,801
無 形 固 定 資 産	1,356,640	負 債 計	143,138,440,385
ソ フ ト ウ ェ ア	832,401	純 資 産	10,829,425,998
の れ ば 入 り	0	出 資 金	8,133,555,000
リ ー ス 資 産	0	普 通 出 資 金	1,858,555,000
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	524,239	優 先 出 資 金	6,275,000,000
前 払 年 金 費 用	0	そ の 他 の 出 資 金	0
繰 延 税 金 資 産	0	優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	0	資 本 剰 余 金	591,502,234
債 務 保 証 見 込 金	81,784,801	資 本 本 準 備 金	591,502,234
貸 倒 引 当 金	△ 1,603,047,990	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
(うち個別貸倒引当金)	△ 1,489,960,555	利 益 剰 余 金	2,104,368,764
そ の 他 の 引 当 金	0	利 益 準 備 金	324,000,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,780,368,764
		特 別 積 立 金	180,000,000
		(うち目的積立金)	180,000,000
		繰 越 金	0
		未 処 分 剰 余 金	1,600,368,764
		自 己 優 先 出 資 金	0
		自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	0
		負 債 及 び 純 資 産 計	153,967,866,383
		期 中 損 益	170,383,492
合 計	154,138,249,875	合 計	154,138,249,875

店舗数(店舗)	11	常勤役員数(人)	136
(うち本・支店(店舗))	11	(うち役員(人))	6
(うち出張所(店舗))	0	(うち男性職員(人))	74
出資口数(口)	2,742,555	(うち女性職員(人))	56
組合員数(人)	23,515		

計表ID	FN104	Ver.201903
基準日(西暦年/月)	2026	5
金融機関コード	2505	
金融機関名	滋賀県信用組合	
担当部署	総務部	
都道府県名	滋賀県	

別紙様式1-2

日 計 表
(令和8年5月中平残)

(単位:円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	2,088,182,639	預 金	137,188,710,036
現 金	2,088,182,639	當 座 預 金	1,619,657,820
(うち小切手・手形)	6,055,140	普 通 預 金	40,800,872,395
外 国 通 貨	0	貯 蓄 預 金	110,078,738
金	0	通 知 預 金	69,426,436
預 け 金	35,953,648,641	別 段 預 金	205,031,135
預 け 金	35,953,648,641	納 税 準 備 預 金	51,932,986
(うち全信組連預け金)	31,501,345,269	〔小計〕	42,656,799,490
譲 渡 性 預 け 金	0	定 期 預 金	90,438,699,182
買 入 手 形	0	定 期 積 金	4,095,211,364
コ ー ル ロ ー ン	0	〔小計〕	94,531,910,546
買 入 現 先 勘 定	0	非 居 住 者 円 預 金	0
債券貸借取引支払保証金	0	外 貨 預 金	0
買 入 金 銭 債 権	0	〔小計〕	0
金 銭 の 信 託	0	譲 渡 性 預 金	0
商 品 有 価 証 券	0	借 用 金	5,500,000,000
商 品 国 債 債 権	0	借 入 金	0
商 品 地 方 債 権	0	當 座 借 越	5,500,000,000
商 品 政 府 保 証 債 権	0	再 割 引 手 形	0
その他の商品有価証券	0	売 渡 手 形	0
有 価 証 券	10,977,166,150	コ ー ル マ ネ	0
国 債 債 権	2,387,177,494	売 現 先 勘 定	0
地 方 債 権	0	債券貸借取引受入担保金	0
短 期 社 債 債 権	0	コ マ ー シ ャ ル ・ ベ ー バ	0
社 債 債 権	8,365,409,100	外 国 為 替	0
(公社公団債)	200,000,000	外 国 他 店 預 け	0
(金融債)	0	外 国 他 店 借 越	0
(その他社債)	8,165,409,100	売 渡 外 国 為 替	0
株 式 債 権	24,579,556	未 払 外 国 為 替	0
貸 付 信 託	0	そ の 他 負 債	303,285,824
投 資 信 託	0	未 決 済 為 替 借	25,061,910
外 国 証 券	200,000,000	未 払 費 用	216,847,585
そ の 他 の 証 券	0	給 付 補 填 備 金	4,204,606
貸 出 金	104,262,565,897	未 払 法 人 税 等	4,300,258
(うち金融機関貸付金)	5,200,000,000	前 受 収 益	0
割 引 手 形	60,097,322	未 払 諸 税	5,540,277
手 形 貸 付	3,468,424,738	未 払 配 当 金	764,955
証 書 貸 付	98,032,309,098	未 払 戻 金	24,900,000
当 座 貸 越	2,701,734,739	未 払 戻 金 未 済 持 分	0
外 国 為 替	0	厚 生 年 金 基 金 未 払 割 賦 金	0
外 国 他 店 預 け	0	職 員 預 け 金	0
外 国 他 店 貸 付	0	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	0
買 入 外 国 為 替	0	先 物 取 引 差 金 勘 定	0
取 立 外 国 為 替	0	借 入 商 品 債 券	0
そ の 他 資 産	964,638,275	借 入 有 価 証 券	0
未 決 済 為 替 資 産	19,197,831	売 付 商 品 債 券	0
全 信 組 連 出 資 金	631,500,000	売 付 債 券	0
そ の 他 出 資 金	5,679,992	金 融 派 生 商 品	0
前 払 費 用	0	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	0
未 収 収 益	127,345,879	リ ー ス 債 務	0
先 物 取 引 差 金 勘 定	0	資 産 除 去 債 務	5,211,525
先 物 取 引 差 金 勘 定	0	未 払 送 金 為 替	0
保 管 有 価 証 券 等	0	仮 受 の 負 債	7,623,538
金 融 派 生 商 品 債 権	0	そ の 他 の 負 債	8,831,170
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	0	本 支 店 勘 定	0
リ ー ス 投 資 資 産	0	代 理 業 務 勘 定	83,725
仮 払 金	6,184,068	賞 与 引 当 金	33,644,781
そ の 他 の 資 産	174,730,505	役 員 賞 与 引 当 金	0
本 支 店 勘 定	0	退 職 給 付 引 当 金	0
有 形 固 定 資 産	1,470,196,232	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	0
建 物	584,682,653	そ の 他 の 引 当 金	73,437,702
土 地	801,340,348	特 別 法 上 の 引 当 金	0
リ ー ス 資 産	0	繰 延 税 金 負 債	831,684
建 設 仮 勘 定	0	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	0
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	84,173,231	債 務 保 証	82,364,930
無 形 固 定 資 産	1,356,640	負 債 計	143,182,358,682
ソ フ ト ウ ェ ア	832,401	純 資 産	10,829,053,643
の れ ん	0	出 資	8,133,182,645
リ ー ス 資 産	0	普 通 出 資 金	1,858,182,645
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	524,239	優 先 出 資 金	6,275,000,000
前 払 年 金 費 用	0	そ の 他 の 出 資 金	0
繰 延 税 金 資 産	0	優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	0	資 本 剰 余 金	591,502,234
債 務 保 証 見 返 金	82,364,930	資 本 準 備 金	591,502,234
貸 倒 引 当 金	△ 1,603,047,990	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
(うち個別貸倒引当金)	△ 1,489,960,555	利 益 剰 余 金	2,104,368,764
そ の 他 の 引 当 金	0	利 益 準 備 金	324,000,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,780,368,764
		特 別 積 立 金	180,000,000
		(うち目的積立金)	180,000,000
		繰 越 金	0
		未 処 分 剰 余 金	1,600,368,764
		自 己 優 先 出 資	0
		自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	0
		負 債 及 び 純 資 産	154,011,412,325
		期 中 損 益	185,659,089
合 計	154,197,071,414	合 計	154,197,071,414

日計表（令和8年5月末現在）

（ 損 益 勘 定 ）

コード番号 2505

都道府県名 滋賀県
組 合 名 滋賀県信用組合

損 失		利 益	
科 目	番 号	科 目	番 号
預 金 積 金 利 息	301	貸 出 金 利 息	401
預 金 利 息	302	(うち金融機関貸付金利息)	402
給付補填備金繰入額	303	貸 付 金 利 息	403
譲渡性預金利息	304	手 形 割 引 料	404
借 用 金 利 息	311	預 け 金 利 息	411
借 入 金 利 息	312	預 け 金 利 息	412
当 座 借 越 利 息	313	譲 渡 性 預 け 金 利 息	413
再 割 引 料	314	買 入 手 形 利 息	415
売 渡 手 形 利 息	315	コ ー ル ロ ー ン 利 息	416
コ ー ル マ ネ ー 利 息	316	買 現 先 利 息	417
売 現 先 利 息	317	債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	418
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	318	有 価 証 券 利 息 配 当 金	419
コマーシャル・ペーパー利息	319	金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	420
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	320	そ の 他 の 受 入 利 息	421
そ の 他 の 支 払 利 息	321	(うち買入金銭債権利息)	422
人 件 費	322	(うち出資配当金)	423
報 酬 ・ 給 料 ・ 手 当	323	(うち受入雑利息)	424
退 職 給 付 費 用	324	役 務 取 引 等 収 益	431
社 会 保 険 料 等	325	受 入 為 替 手 数 料	432
物 件 費	331	そ の 他 の 受 入 手 数 料	433
事 務 費	332	そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	434
固 定 資 産 費	333	そ の 他 業 務 収 益	441
事 業 費	334	外 国 為 替 売 買 益	442
人 事 厚 生 費	335	外 国 通 貨 売 買 益	443
預 金 保 険 料	336	金 売 買 益	444
有 形 固 定 資 産 償 却	337	商 品 有 価 証 券 売 買 益	445
無 形 固 定 資 産 償 却	338	国 債 等 債 券 売 却 益	446
税 金	339	国 債 等 債 券 償 還 益	447
(うち法人税、住民税及び事業税)	340	有 価 証 券 貸 付 料	448
役 務 取 引 等 費 用	341	金 融 派 生 商 品 収 益	449
支 払 為 替 手 数 料	342	雑 益	450
そ の 他 の 支 払 手 数 料	343	臨 時 収 益	461
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	344	償 却 債 権 取 立 益	462
そ の 他 業 務 費 用	345	株 式 等 売 却 益	463
外 国 為 替 売 買 損	346	金 銭 の 信 託 運 用 益	464
外 国 通 貨 売 買 損	347	そ の 他 の 臨 時 収 益	465
金 売 買 損	348	特 別 利 益	471
商 品 有 価 証 券 売 買 損	349	固 定 資 産 処 分 益	472
国 債 等 債 券 売 却 損	350	負 の の れ ん 発 生 益	473
国 債 等 債 券 償 還 損	351	そ の 他 の 特 別 利 益	475
国 債 等 債 券 償 却	352	引 当 金 取 崩 額 等	481
有 価 証 券 借 入 料	353	貸 倒 引 当 金 取 崩 額	482
金 融 派 生 商 品 費 用	354	(うち個別貸倒引当金取崩額)	483
雑 損	355	賞 与 引 当 金 取 崩 額	484
臨 時 費 用	356	役 員 賞 与 引 当 金 取 崩 額	485
貸 出 金 償 却	357	役 員 退 職 慰 労 引 当 金 取 崩 額	486
株 式 等 売 却 損	358	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 取 崩 額	487
株 式 等 償 却	359	そ の 他 の 引 当 金 取 崩 額	488
金 銭 の 信 託 運 用 損	360	目 的 積 立 金 目 的 取 崩 額	489
そ の 他 資 産 償 却	361	そ の 他	490
退 職 給 付 費 用 (臨時分)	362	法 人 税 等 調 整 額	491
そ の 他 の 臨 時 費 用	363	利 益 計	493
特 別 損 失	371		
固 定 資 産 処 分 損	372		
減 損 損 失	373		
そ の 他 の 特 別 損 失	374		
引 当 金 繰 入 額 等	381		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	382		
(うち個別貸倒引当金繰入額)	383		
賞 与 引 当 金 繰 入 額	384		
役 員 賞 与 引 当 金 繰 入 額	385		
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	386		
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	387		
そ の 他 の 引 当 金 繰 入 額	388		
そ の 他	389		
法 人 税 等 調 整 額	390		
損 失 計	391		
期 中 損 益	392		
合 計	393		

店舗内現金自動設備	11 店	11 台
(う ちCD)	0 店	0 台)
(う ちATM	11 店	11 台)
店舗外現金自動設備	5 店	5 台
(う ちCD	0 店	0 台)
(う ちATM	5 店	5 台)